

**ステークホルダー重視による
環境レポートガイドライン2001**

平成13年6月

経 済 産 業 省

目次

0 . ガイドラインの構成	1
. 環境レポーティングガイドライン作成の背景・目的	2
1 . 環境報告書ガイドラインの経緯と展望	2
2 . ガイドライン作成基本方針	4
3 . 本ガイドラインの特徴	5
. 環境レポーティングの実施要領	6
1 . 環境レポーティングの基本的要件	6
2 . 環境レポーティングの目的と作業計画	8
3 . 環境レポーティングの対象となる情報の範囲	9
4 . 対象読者の特定	10
5 . ガイドライン項目の選定	14
6 . 情報収集・作成編集	14
. 環境レポーティングガイドライン (ステークホルダーグループ別)	17
1 . 最高責任者の緒言	19
2 . 組織の概要	20
3 . 環境レポートの基本情報	22
4 . 環境指針・環境計画	24
5 . 環境マネジメントシステムの概要	26
6 . 事業活動と環境との関わり	28
7 . 事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況	29
8 . 環境会計	36
9 . 環境に関する安全・衛生	38
10 . 環境法規制・訴訟	40
11 . 環境教育・環境啓発活動	42
12 . 環境コミュニケーション	44
13 . 環境に関連した社会貢献	46
. サンプル企業における環境レポーティング(例示)	47
1 . サンプル企業の設定	47
2 . 対象読者の特定	48
3 . ガイドライン項目の選定	49
4 . 情報収集・作成編集	54
. 環境レポーティングとツール	55
1 . 第三者意見	55
2 . 環境レポーティングと関連ツール	56
. ガイドライン見直し改訂に関する解説	59
1 . 見直し改訂	59
2 . 他ガイドラインとの関係	59
委員名簿	

0 . ガイドラインの構成

本ガイドラインは、環境レポートを実施するための手順を以下の構成で示します。

. 環境レポートガイドライン作成の背景・目的

環境レポートを実施するに当たっての基本的な考え方、環境レポートのこれまでの経緯、世界的な時流を示しています。

. 環境レポートの実施要領

環境レポートに必要な基本的要件とその実施手順を示しています。

. 環境レポートガイドライン（ステークホルダーグループ別）

ステークホルダーグループ別の環境レポート項目を示しています。この項目の中から環境レポートを行う内容を選定します。

. サンプル企業における環境レポート(例示)

サンプル企業を設定して、 章、 章に示す環境レポート実施手順の内容とその手順に従って決定する項目の事例を示しています。環境レポートを実施される際に迷う箇所があるときの参考としてご利用ください。

. 環境レポートとツール

環境レポートに関係するツールについての概要を示しています。

. ガイドライン見直し改定に関する解説

経済産業省としての本ガイドラインの今後の見直し等の扱いについて述べています。

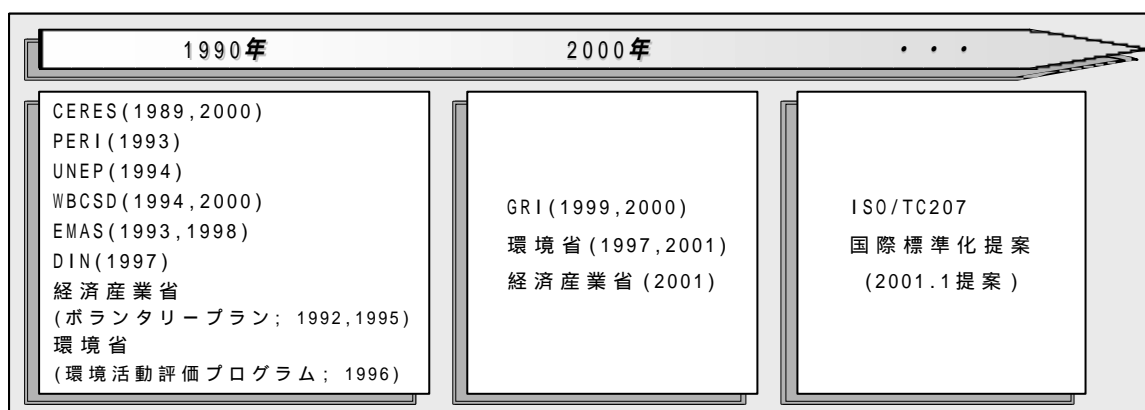
．環境レポートガイドライン作成の背景・目的

1 ．環境報告書ガイドラインの経緯と展望

現在、多くの企業は自社の活動が地域の環境や地球規模の環境に及ぼす影響について大きな関心を抱いているだけでなく、自社の活動と環境との関わりについて情報を公開し、社会を構成する一員として外部とのコミュニケーションを図ろうとしています。組織の活動と環境に関わる情報の公開とコミュニケーションの手段としては、環境ラベルなどもその一つですが、最も代表的なものは企業など組織が発行する環境レポートです。

環境レポートを発行する際に、その作成ガイドとなるのが環境報告書ガイドラインとよばれる手引書です。世界には様々な環境報告書ガイドラインがありますが、調査結果によれば、いずれのガイドラインであっても目指すところは基本的に大きな相違はないように見受けられます。それは、組織の活動に伴って生じる環境負荷を低減させるため、組織に対して説明責任（アカウンタビリティ）として正直で確度の高い情報開示と利害関係者との間でコミュニケーションを図ることを求める、というものです。中には組織の活動における環境側面に限らず、もっと広い分野、例えば労働や衛生などの内容を含むガイドラインもあります。

環境報告書ガイドラインが今後どのように展開して行くかをみるために、過去から現在まで環境報告書ガイドラインの足跡を簡単に年譜の形式でまとめたものが以下の図になります。



【図 ． 1 環境報告書ガイドラインの年譜】

CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies)

・・・ 環境に責任を持つ経済のための連合。環境団体、社会的責任投資団体を中心としたNPO。

PERI (Public Environmental Reporting Initiative)

・・・ 欧米の大手企業が設立した組織で、環境報告書のガイドラインを策定。

UNEP (United Nations Environment Program)

・・・ 国際連合環境計画。ナイロビに本部を置く国連の常設機関。

WBCSD (World Business Council for Sustainable Development)

・・・ 持続可能な発展のための世界経済人会議。150社の国際的企業の協力により運営されている。

EMAS (Eco-Management Audit Scheme)

- … 環境管理・監査スキーム。EU の環境マネジメントシステム制度に係る規則であり、環境報告書の作成・公表が定められている。

DIN (Deutsches Institute für Normung)

- … ドイツ規格協会。環境報告書のガイドラインを発行している。

GRI (Global Reporting Initiative)

- … 地球報告イニシアチブ。CERES の呼びかけで設立された NPO。

ISO/TC207

- … 国際標準化機構 (International Organization for Standardization) における、環境マネジメントに関する専門委員会 (Technical Committee)

環境情報の開示について触れているものとしては、国内的には通産省が示したボランティアプラン (1992) があります。これは、企業が環境行動計画を策定する際にガイドとなるものです。参考としてモデルプランが示されていますが、いわば環境マネジメントシステムの構築に関する行動計画です。後にそのフォローアップのためのガイド (1995) が提示され、環境パフォーマンス評価の情報を含むよう要請する内容となっています。この枠組みの中では、一部の情報を公開することが触れられていますが、いわゆる環境報告書のガイドラインにはなっていません。

次に、社団法人全国環境保全推進連合会では、環境活動評価プログラム (1996) を提案し、中小事業者への環境活動の啓蒙を促しています。ここでは、情報は社団法人全国環境保全推進連合会へ届出することになっていて、環境活動計画を策定し公表するタイプ と策定して届出するのみのタイプ があります。その後、環境庁は 1997 年 6 月に「環境報告書ガイドライン - よくわかる環境報告書の作り方」を作成し、2001 年 2 月には内外の動向にも対応するよう全面改定しました。

一方、世界の動向に目を向けますと、そこには大きく分けて 3 つの道があります。1 つは各国あるいは各団体独自のガイドライン作成の動きです。中にはオランダやデンマークのように環境報告書発行が法制化され、それに伴ってガイドラインが提示されている国もあります。2 つ目は環境マネジメントに関する国際規格 ISO14000 シリーズの枠内での環境報告書ガイドライン世界標準化の方向です。ISO/TC207 委員会には、2001 年 1 月に、新しい国際標準化作業項目として環境報告書ガイドライン標準化が提案されています。他の 1 つは、GRI (Global Reporting Initiative : 地球報告イニシアチブ) によるサステナビリティレポートの標準化への動きです。GRI は、米国の非営利団体である CERES (環境に責任を持つ経済のための連合) の呼びかけで作られた組織であり、ガイドラインも環境側面の記述だけでなく、もっと広い分野として社会や経済までを含む持続可能性報告書ガイドラインを提唱しています。

このような状況の中で今後の動向を予測しますと、各国、各団体それぞれの考え方でガイドライン作成がしばらくは続くと考えられます。しかし、将来にわたってそれぞれ異なるガイドラインが利用され、それぞれ異なる基準で報告書が作成されますと、読者が環境報告書を相互に比較する場合、情報の質や考え方が異なって混乱をきたす恐れがあります。

したがって、ISO あるいは GRI など各国のガイドラインを包含するような環境報告書ガイドラインの標準化作業が進めば、国際的には収束する方向に向かうと考えられます。将来的に、各国は国際的に認知された標準的ガイドラインを基準とし、必要ならばそれに各国の個別事情を加味したガイドラインを利用することになるでしょう。その意味で、我が国においては国際標準化への反映を念頭に置いて国内の企業が使いやすいガイドラインを提示し、利用しながら改善してゆくことが今後の方向であると考えられます。

2 . ガイドライン作成基本方針

国内では既に大企業を中心として環境報告書が発行されています。環境報告書の発行数は、2000 年時点でヨーロッパでは 660 程度、日本は 350 程度とされています。参考までに、EMAS 声明書の発行は 3,800 程度です。国内外で環境への関心が高まっているため、環境報告書を発行する企業は将来的に更に多くなると予想されます。しかし、この傾向がより一層促進し、拡大するためには、大企業だけでなく中小の企業であっても、また、どのような業種であっても、作成者側にとっては発行の趣旨や報告書の内容が対象とする読者、ステークホルダーに適切に伝わるよう工夫されたガイドラインが示されていることが望ましいと言えます。

本委員会（環境レポーティング委員会：巻末参照）では過去 2 年にわたって環境報告書のあり方について調査してきました。その中で代表的なステークホルダー（利害関係者）を対象として実施したアンケート調査によれば、環境報告書は、作成の意図を明確にすることが大切であり、誰に対して、何のために環境配慮活動の情報を開示するかを明確にした上で、記載すべき内容及びその深さを設定することが大切という結論が得られました。また、ステークホルダーによって、期待する情報の量や質に差があることも浮き出てきました。ところが、ステークホルダーと報告書の項目や内容の関係については、既存のガイドラインではいずれもかなり抽象的な表現に留まっていました。一例として GRI ガイドラインでは報告書作成者側とステークホルダーとの関係による環境報告の内容や方法について概略以下のように述べています。

『情報開示の対象者（利用者）は、利用者数が多く多様であるため、現時点では投資家など単一の“第一次的”利用者層を特定することは時期尚早である。しかし、組織はステークホルダーのニーズや関心に合った』信頼性の高い情報を提供し、ステークホルダーとの対話や問い合わせを促進するために作成すべきである。また、利用者のニーズに関する調査の結果や、ステークホルダーとの継続的なやり取りが重要性を判断する上で必要であり、ステークホルダーとの積極的な協議が指標選択プロセスには必須である。また、ステークホルダーによっては、事業所や地域その他個別の事情を考慮した補助的な報告が適切な場合もあり、少数の利用者のみに関心を示すような詳細

情報は付属資料としてもよい』

報告書作成者が主要なステークホルダーを選択し、報告書の項目や内容を検討しようとしても、既存のガイドラインでは情報が不十分であり、実際問題としてはごく限られたステークホルダーとの協議などに基づいて独自の判断で記載すべき項目や内容を決定せざるを得ない状況にあります。そのため、これから環境報告書を発行しようと考えている企業や組織にとっては、対象とする主な相手が誰であるか、その相手がどんな情報を望んでいるかを判断できるガイドラインが必要と判断されました。したがって、ここでは国際標準化を一つの軸におきつつ、ステークホルダーの視点を重視するガイドラインとすることに主眼をおきました。

3．本ガイドラインの特徴

提案するガイドラインは、以下の特徴をもっています。

- (1) ステークホルダーをある程度の広がり幅（グループ）でまとめています。
- (2) ステークホルダーグループごとに、環境報告書に掲載すべき項目と内容に重みを付けています。

また、

- (3) 掲載項目の重み付けについて、その理由を示しています。
- (4) 環境パフォーマンスは JISQ14031 というパフォーマンス指標（PI）の代表的なものを用いて示しています。

以上のように、本ガイドラインでは、各ステークホルダーの関心事項に重みを付けた項目を用意しています。本ガイドラインは単独でも環境報告書の作成が可能ですが、他のガイドライン、例えば環境省ガイドラインを用いる場合であっても、ステークホルダーの視点をより具体的に知りたい場合に利用できるようになっています。

．環境レポートの実施要領

1．環境レポートの基本的要件

1.1 環境レポートの必要要件

組織は共有の社会資本である環境資源を消費することで事業を成立させていることから、社会に対して組織の環境負荷や環境保全の情報を提供し、環境との関わりを説明する責任（アカウンタビリティ）があります。

また、様々な団体や一般市民などのステークホルダーが、組織に対して環境情報の公表を求めることがあります。「ステークホルダー」は利害関係者と訳され、組織の環境情報の受け手になります（ステークホルダーの具体例は、「4.1 ステークホルダーとは」で後述します）。環境レポートを実施するに当たって、組織がどのような環境情報を公表することが適切であるか、ステークホルダーのニーズを分析して検討する必要があります。

環境レポートは、「環境情報を説明する責任（アカウンタビリティ）の履行」と「環境情報に関する要求の充足（ニーズへの対応）」というこれらの2つの視点に基づいて実施されます。

1.2 環境レポートの基本原則

「アカウンタビリティ」と「ニーズへの対応」の2つの視点に基づいて環境レポートを実施するには、以下の環境レポートの基本原則を確保することが重要です。これらの基本原則を確保することで環境レポートの信頼性を高めることが可能になります。

1.2.1 網羅性

環境レポートでは、ニーズの高い項目、また、環境上重要な項目を漏れなく公表しなければなりません。組織の環境情報を網羅的に示して多くの情報を提供することは、重要な情報を漏れなく公表し、ニーズを充足することを可能にします。

網羅性を確保するには以下の要素を充足する必要があります。

公平性

意図的に環境レポートに掲載する情報を偏らせることなく、組織の持つ環境貢献に関する情報、環境上の課題などを公平な視点から公表していくことが必要です。環境貢献の情報のみを記載して、環境上の課題は公表しないのではなく、すべての情報を包み隠さず公表することで組織の環境情報に対する信頼性を向上させることが可能になります。

適合性

環境情報はステークホルダーのニーズに適合した情報の提供に配慮することで、ニーズとアカウンタビリティの履行が可能になります。また、組織の事業特性に配慮した重要な環境情報を漏れなく公表することはアカウンタビリティの履行につながります。これら2つの要件に適合した情報を公表することが望まれます。

レポートガイドラインへの準拠

可能な場合、国際的若しくは国内で取りまとめられた環境レポートのガイドラインに準拠していることが望まれます。既存のガイドラインには一般的な情報項目を網羅して作成されているため、既存ガイドラインを参照することで環境レポートに求められている情報項目を満たすことができ、環境レポートの信頼性を増すことが可能となります。

1.2.2 正確性

環境情報は、誤りがなく、事実が読者に正確に伝わるよう配慮しなければなりません。正確性を確保するには以下の要素を充足する必要があります。

誠実性

情報を収集・編集する過程の手順を正しく誠意をもって実行し、その結果取りまとめた情報は正確でなければなりません。意図的に情報が変えられることなく、事実が正確に示されていることが必要です。

また環境レポート情報に関する問い合わせがあったときには適切な対応が望まれます。

理解容易性

情報は読者が容易に理解できるよう加工・編集して公表しなければなりません。専門用語や生データなど、専門知識がないと理解できないような表現はできる限り避け、多くの人理解できるように配慮する必要があります。

適時性

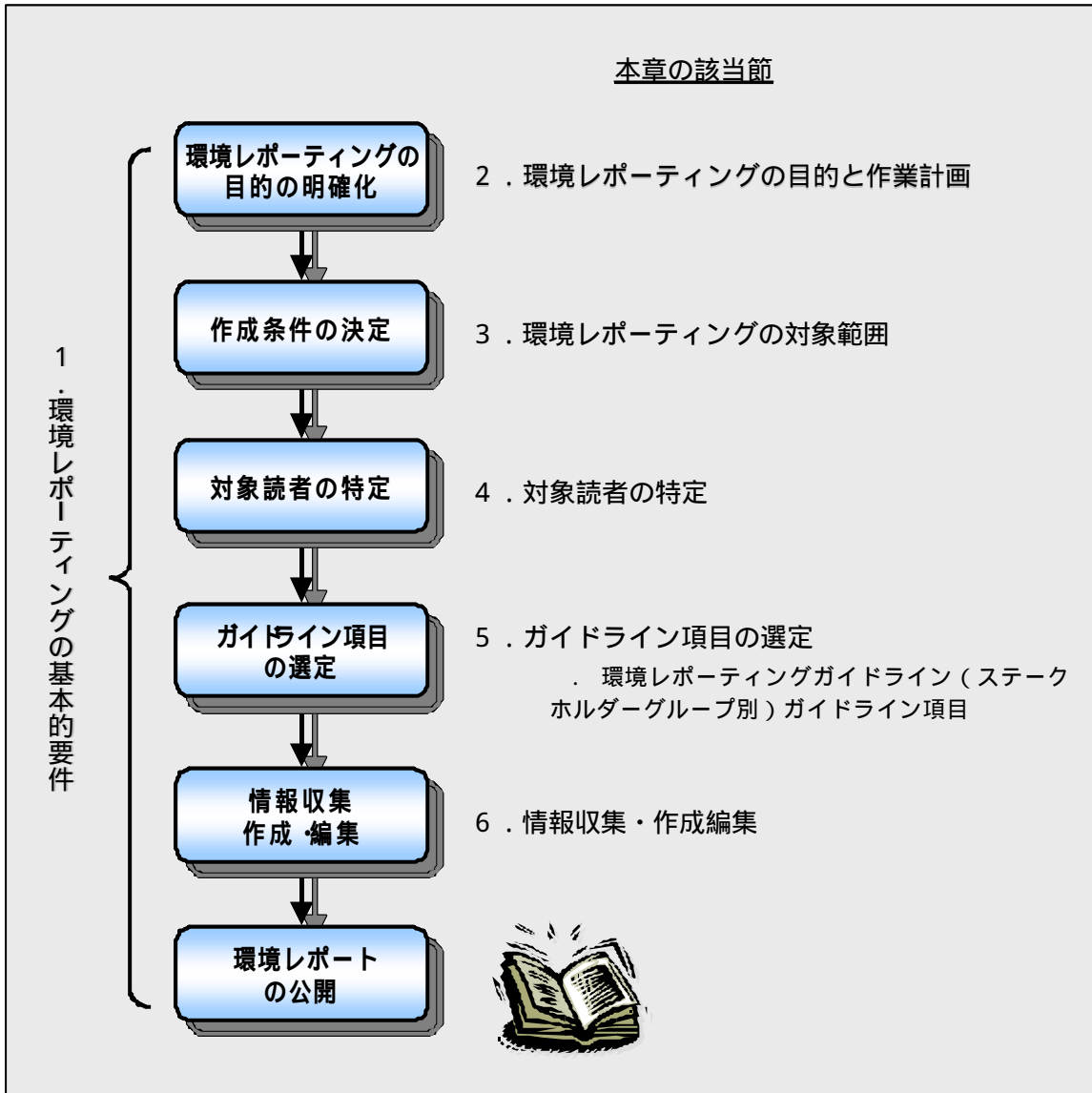
環境情報の公表時期から見て、適切な期間のデータを示す必要があります。情報が古すぎるようなことがないように配慮し、新しい情報は迅速に公表して、ニーズに的確に対応することが必要です。

比較可能性

経年変化など時系列のデータは、前年の実績値との比較が行えるよう単位や集計期間の設定に配慮する必要があります。また、他組織の情報との比較も可能となるよう、使用する単位などは一般的に共通して使用されているものがあれば、これを利用するようにします。

2. 環境レポートの目的と作業計画

以下の実施手順に従って環境レポートを行います。



【図 . 1 環境レポートの実施手順】

2.1 環境レポートの目的の明確化

環境レポートには、ステークホルダーに適切な環境情報を開示する「アカウントビリティの履行・ニーズへの対応」と、「組織の自己PR活動」の2つの役割が考えられます。

いずれも、環境レポートを実施する場合に欠かせぬ重要事項ですが、具体的な環境レポートの作成では、「何のために実施するのか」、「誰のために実施するのか」を明らかにすることが必要となります。これを整理したものが、環境レポートの実施

目的となります。環境レポートの実施目的は、アカウンタビリティを確保できる範囲で、それぞれの組織が実情を踏まえて独自に設定することになります。

2.2 環境レポートの作業計画の決定

環境レポートを適切に実施するには、責任者、各担当部署などの役割責任を決定し、作業の流れやスケジュール等の作業計画を明確にして環境レポートが円滑に行えるようにします。作業は担当事務局のみが実施するのではなく、各担当部署を通しての全社的な共同作業になります。必要経費、人材の準備、作業スケジュールを決定して実務作業が速やかに行えるように準備します。

3 環境レポートの対象となる情報の範囲

3.1 対象範囲

日本の産業を例に挙げると、資源の調達から、生産、流通、消費、廃棄といった、業務活動ごとに異なる組織が連携した形で構成されています。このため、当該組織の環境報告を行っただけでは、その事業を網羅的、かつ正確に情報公開できないことがあります。

現状では、

当該組織の環境活動

当該組織を含む一連の環境活動（組織グループ全体）

当該組織の中の特定地域での環境活動（特定サイト）

の3つのタイプのうち、いずれかの対象範囲で環境レポートが作成されており、の当該組織の環境活動を対象とする場合が最も多いようです。一連の環境活動（資源調達～廃棄まで）を対象とした環境レポートを実施できることは望ましいことですが、当該組織が一連の環境活動に及ぼす影響力に限りがあり難しい場合もあります。特定地域での環境活動は、地域の利害関係者の要求要望が強い場合に設定される対象範囲となります。

環境レポートの対象範囲は、その事業が社会にもたらす環境影響など（資源調達、生産、流通、消費、廃棄など一連の環境活動の結果）を考慮して設定することが望ましいと考えられています。少なくとも、当該組織を含む一連の環境活動の中に、当該組織の関連会社等があるならば、その組織も環境レポートの対象として視野に入れ、範囲を設定する必要があります。

3.2 対象期間

環境レポートに記載している情報がいつの期間のことを述べているのか、情報の対象期間を明確にする必要があります。

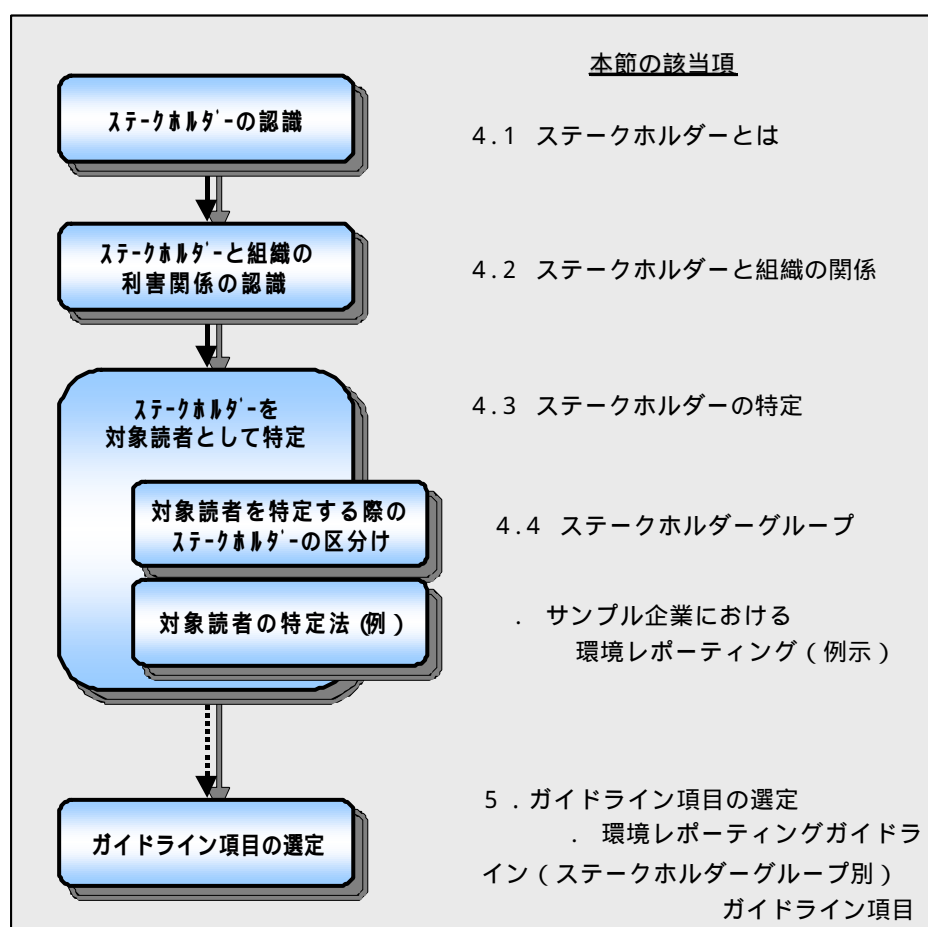
具体的には、多くの環境レポートは一年に一回の頻度で作成されていますが、記載されている情報は前年度レポートから新たに収集された情報であるのか、これまで集計されたデータの積算であるのか、などを明確に示す必要があります。環境レポートの発行時期と発行頻度に適切な情報を公表すること、つまり“適時性”に配慮して、設定した対象期間内の情報を収集して公表することになります。

4 . 対象読者の特定

組織が重要視するステークホルダーを対象読者として特定し、どのような情報を求めているのかを明らかにしてその情報を網羅するように環境レポートを作成することで、ニーズへの対応とアカウンタビリティの履行がより確実となり、環境レポートの有効性が増すこととなります。

読者のニーズがある、と考えられる項目は「 . 環境レポートガイドライン（ステークホルダーグループ別）」に提示します。

対象読者の特定は以下の作業手順により実施することができます。



【図 . 2 対象読者特定のための作業手順】

4.1 ステークホルダーとは

「ステークホルダー」とは組織をとりまく利害関係者のことを指します。組織は、様々なステークホルダーと利害関係を持っており、ステークホルダーとの信頼関係を築くことは組織の発展に当たって重要になります。

環境レポートを作成するに当たって、どのような情報を記載することが適切であるか、ステークホルダーのニーズを分析する必要があります。

本ガイドラインにおいては、「JISQ14031 環境パフォーマンス指標 附属書 A(参考) 環境パフォーマンス評価に関する補足 A2.1 潜在的な利害関係者」に挙げられている潜在的ステークホルダーを考慮することにします。

【表 1 ステークホルダーの種類】

JISQ14031 に基づくステークホルダーの種類	略 称
従業員	従業員
投資家及び潜在的な投資家	投資家
顧客及び納入業者	取引先
契約者	請負業者
貸付機関及び保険業者	金融機関
規制機関及び法的機関	環境法規制の関連団体など
近隣及び地域の社会	地域住民
コミュニケーションメディア	マスコミ
事業体、行政機関、学術研究機関及び研究機関	行政
環境グループ、消費者利益団体及びその他の非政府機関	NGO、グリーンコンシューマー
公共の人々	一般市民・消費者

JISQ14031;2000 附属書A.2.1 より抜粋、加筆

以上のようなステークホルダーが読者の候補として考えられます。これらのステークホルダーの中から、特にどのステークホルダーを「読者」として重視して、情報を公表するか考慮する必要があります。

4.2 ステークホルダーと組織の関係

ステークホルダーが求めている情報とは、組織とステークホルダーの間に生じる「利害関係」に関わる情報になります。

一般に、組織とステークホルダーの利害関係とは、社会的利害、経済的利害、環境的利害の3つに大きく区分して考えることができます。

社会的利害

組織とステークホルダーの間において、名誉/地位/社会資本の得失が生じ、

信用、雇用、社会的地位に影響を及ぼす関係です。

経済的利害

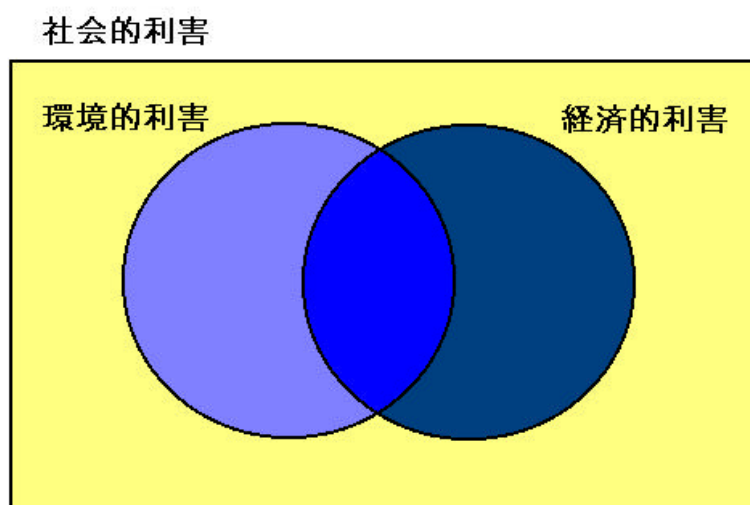
組織とステークホルダーの間において、金銭的得失が生じる場合、例えば組織と取引、購入販売、投資の関係がある場合がこの利害関係に当たります。

環境的利害

健康や生態系への影響を生じる場合、例えば典型 7 公害、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、廃棄物問題などの影響を及ぼす関係がこの利害関係に当たります。

組織とステークホルダーの間にある 3 つの利害関係は、下図のように、環境的利害と経済的利害が重なり合って存在し、社会的利害が 2 つを包含するような形になると考えられます。ステークホルダーは 1 つの利害関係にのみ存在するのではなく、環境、社会、経済の複合的な利害関係を持つものとなります。

環境レポートの対象となるステークホルダーは、環境的利害関係にあるステークホルダーを中心に情報を提供することになります。下図より、環境的利害関係にあるステークホルダーも、社会的利害や経済的利害をも含んだ利害関係を組織との間に持っており、このことに配慮して環境情報を公表することが必要です。



【図 3 組織とステークホルダーの利害関係概念】

4.3 ステークホルダーの特定

組織は利害関係のあるステークホルダーの中から重要視するステークホルダーを対象読者として特定します。対象読者として特定したステークホルダーのニーズに的確に対応できるように配慮して環境レポートを実施することで、対象読者からの信頼性を増すことができます。

対象読者は、組織との利害の大きいステークホルダーが第一に考えられます。利害が大きいステークホルダーは、組織の動向により大きな影響を被る可能性があるため、組織はこれらのステークホルダーに対してアカウンタビリティの履行を確実に行わなければなりません。この考え方に基づき、組織は対象読者を特定して、環境レポートを実践することになります。

対象読者の特定方法の例として、ステークホルダーと組織の利害の大きさを評価する指標をいくつか考えます。例えば、組織との距離、影響の強さ、影響の伝達の早さ、社会的関心度、規模（対象人数）、情報公開を行った際の利益・効果などを挙げ、それぞれの指標に関してスコアリング方式で評価し、評価の結果、点数の高いステークホルダーを利害関係が大きいとして、そのステークホルダーを対象読者として特定し、このステークホルダーのニーズに適切な情報を環境レポートで取りまとめて公表していくこととなります。具体的な特定方法の例は「[3.3. サンプル企業における環境レポート（例示）](#)」において示します。

レポートを行う際には、対象読者として特定しなかったステークホルダーに対しても情報を公表していることを念頭においておく必要があります。対象読者を特定するということは、重要視するステークホルダーを絞り込む、ということで、記載する環境レポート情報をよりニーズに対応できるようにし、作成組織が公表する情報を絞り込みやすくするために行う手法です。環境レポートの作成に当たって、どのステークホルダーも視野に入れて作成するのですが、重要視する必要があるステークホルダーを特定し、そのニーズを確実に配慮するために実施するのがこの対象読者の特定になります。

4.4 ステークホルダーグループ

ステークホルダーは、環境情報に対するニーズの特性から以下のような区分が考えられます。JISQ14031 のステークホルダーを個別に対象読者として特定するかを検討するのではなく、それぞれ特性の似ているステークホルダー、つまり、“ステークホルダーグループ”単位で対象読者の特定を検討することもできます。本ガイドラインでは、以下に定義したようなステークホルダーグループへの環境レポートを考えます。

【表 2 ステークホルダーグループの特性】

分類		グループの特性
ステークホルダーグループ名称	属するステークホルダー	
金融機関等	金融機関 投資家	環境レポートから得られる情報を分析し、環境負荷情報や環境法規制・訴訟などのリスク情報から投資や融資の可否を分析します。組織の経済的側面に大きく関わるグループです。
取引先等	取引先 請負業者	組織と事業上の取引関係があるグループ。組織の環境負荷低減の取り組みや環境配慮商品の調達基準によって取引関係に影響を受け、経済的な利害を生じる可能性があります。組織との取引における環境情報を求めています。
行政等	行政 環境法規制関連の団体など	環境行政や規制を担っている機関で、組織の環境管理の状態を監督する役割を負っているグループ。組織に関連する環境法規制、その遵守状況、安全衛生管理などの情報を求めています。
地域住民等	地域住民 NGO グリーンコンシューマー	組織から直接的に環境影響を受けるグループ。組織の環境上の問題によって、健康や生活環境に直接的な影響を受けることから、地域レベルの詳細な環境負荷情報を必要としており、組織とのコミュニケーションを要望しています。組織の取り組みの方向性、コミュニケーションに関する情報提供が必要です。なお、グリーンコンシューマーには環境配慮型製品を購入する意識があり、製品の環境情報を詳しく説明する必要があります。
一般市民等	一般市民 消費者 マスコミ	地域住民等と比べて組織との距離が遠いことから、環境情報に対する関心は現時点では強くないグループです。全般的な内容が容易に理解できるような情報提供を望んでいます。
従業員等	従業員	組織の構成員という密接な関係にあることから、組織から受ける影響は非常に大きく、組織の環境情報を説明する必要があります。

5. ガイドライン項目の選定

対象読者に公表すべき情報項目を明らかにしたものが「環境レポートガイドライン（ステークホルダーグループ別）」になります。この章にはステークホルダーグループごとに公表すべき情報項目を列記してあります。このガイドラインの情報項目に従って情報の公表を行うことで、アカウントビリティの履行と情報のニーズへの対応がより確実になります。

6. 情報収集・作成編集

選定したガイドライン項目に従い、「網羅性」と「正確性」に配慮して情報の収集と環境レポートの作成編集を行います。

6.1 環境情報管理と情報の共有化

情報を収集する際、組織内に情報収集のためのシステムが確立されていると作業が容易になります。ISO14001 に代表される環境マネジメントシステム（EMS）が組織内に構築され、環境情報管理が既になされていると、このシステムを利用することで、各部

門、階層の情報が集約され、環境レポートの情報の収集作業の効率化が図れます。

また、環境情報を蓄積・管理するデータベースを持つことで、情報の検索や取り出し、加工、データの蓄積が容易に実施でき、データの継続性を確保することができます。簡易なレポートから詳細なレポート、また、参考となる詳細資料など一連のプロセスの中での整備も可能となり、情報のニーズの異なる幅広いステークホルダーへの対応が容易になります。

6.2 環境レポートの媒体

環境レポートの媒体として紙媒体と電子媒体が挙げられます。

紙媒体は一般的に環境報告書と呼ばれる冊子形態のものです。紙媒体のメリットは、一覧性があり、いつでも見たいときに閲覧が可能なことです。特定のページを参照にしたいときの検索が電子媒体よりも容易であり、ページ間で情報の比較を行いたい場合などは紙媒体の方に利便性があります。一方、印刷コストが掛かること、レポートの送付に当たって作業が生じること、環境レポート本体・梱包・輸送に紙を使用し、廃棄物が発生すること、エネルギー使用が発生するなどの環境負荷を生じます。

電子媒体のメリットは、コミュニケーションの円滑化が図れる、利用者が多くの環境レポートを短時間で収集できる、データの蓄積が容易に行える、迅速な情報の公表が実施できる、などが挙げられます。電子メールの普及により環境レポートに対する意見・要望を容易に提示することが可能になり、それに対する返答も迅速に行うことが可能です。紙媒体のデメリットである輸送・梱包を伴わないため、より省資源化を推進することができます。反面、レポートを電子ファイルから紙媒体に変換するときの負担が読者側にあること、紙媒体と異なり一覧性がないことが欠点です。

それぞれ媒体によりメリット・デメリットがあることから、適切な媒体を選択してください。

6.3 データの読みやすさ

収集したデータは読みやすさ（理解容易性）に配慮して加工編集を行う必要があります。定量的なデータは、生データとして記載するか、比率や指数といった形に変換するのか、売上当たり、CO₂ 排出量当たりといった原単位を設定するのか検討し、読者の理解を促す適切な形態に情報を編集して公表します。

図表や写真を用いてデータを示し、視覚的に訴えることにより理解を促すのも有効的な方法となります。また、レポートに用いる文章、単語は平易なものとし、専門用語には解説を付けるなどの配慮によっても理解容易性を向上することができます。

「 章 環境レポートガイドライン(ステークホルダーグループ別)」を参照し、適切な表現で情報を表すことで理解容易性を向上することが可能です。

6.4 他の情報開示との関連への配慮

環境レポートの対象となる情報には、組織の年次決算報告書や株主や投資家に対して発行する IR（Investor Relations；財務広報）に記載される情報も含まれます。環境レポート、IR、会社パンフレットなど組織が発行する複数の媒体で情報が公表されている場合は、詳細に情報を公表する媒体がどれであることを確認します。IR など環境レポート以外の媒体に詳細な情報を記載した方が適切な場合（財務情報など）は、環境レポートにはその概要のみ記載して、他の詳細情報の所在を明らかにしておくことで、更に詳細な情報を要求する読者が情報にたどり着くことの手助けになります。

環境レポート・インギガイドライン (ステークホルダーグループ別)

本ガイドラインでは、環境レポートに記載する情報項目の重要性・詳細性をステークホルダーごとに、社団法人産業環境管理協会に設置した「環境レポート・インギ委員会」での検討を踏まえ、「 」で重み付けを行ったものです。

この重み付けは、環境レポート発行組織が「 」の記されているステークホルダーのみに対して環境情報を公表し、「 」が記されているステークホルダーへ公表する必要がないというものではありません。環境情報を公表する際に、組織が重視するステークホルダーに対し、必要に応じた情報項目を公表することが望ましい、という考え方を示したガイドラインです。

【本ガイドラインの特徴】

提案するガイドラインは、以下の特徴をもっています。

- (1) ステークホルダーをある程度の広がり幅（グループ）でまとめています。
- (2) ステークホルダーグループごとに、環境報告書に掲載すべき項目と内容に重みを付けています。

また、

- (3) 掲載項目の重み付けについて、その理由を示しています。
- (4) 環境パフォーマンスのうち JISQ14031 というパフォーマンス指標（PI）の代表的なものを用いて示しています。

以上のように、本ガイドラインでは、各ステークホルダーの関心事項に重みを付けた項目を用意しています。本ガイドラインは単独でも環境報告書の作成が可能ですが、他のガイドライン、例えば環境省ガイドラインを用いる場合であっても、ステークホルダーの視点をより具体的に知りたい場合に利用できるようになっています。

環境レポート・インギガイドライン項目

1 内容

ガイドライン項目の各用語の定義付けを示しています。

2 解説

本項目を記載すべき理由や記載方法の考え方について示しています。

3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境レポートに記載されることが望ましい項目を例示しています。*1						

の考え方

- ：ステークホルダーからの情報に対する要望が強く、組織が説明しておく必要があり、詳細な情報を環境レポートに記載すべき重要項目です。
- ：ステークホルダーからの情報に対する要望があり、組織が自主的に情報を記載することが望ましい項目です。
- ：ステークホルダーによっては、情報に対する要望がそれほど強くないか、他の情報源から情報収集が可能であるため、関連付けや概要等を記載しておくとうよい項目です。

<表記の仕方>

上記の*1「記載推奨項目」に挙げられている項目の記載内容、注意事項と詳細な情報（ ）が必要な理由について記述しています。

4 環境パフォーマンス指標 (Environmental performance indicators)

「1.3 記載推奨項目」に記載される情報を更に詳しく説明し、環境レポートへ記載するために参考となる環境パフォーマンス指標です。JISQ14031 より引用し紹介しています。

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)

-組織のマネジメントに関する定量的指標の例

操業パフォーマンスの指標 (Operational performance indicators)

-組織の操業に関する入力、出力に伴う定量的指標の例

それぞれ関連する項目については複数回掲載しています。

1. 最高責任者の緒言

1.1 内容

最高責任者が環境レポート発行の意義、取り組み内容を総括し、環境活動の積極的推進と環境情報の公開を誓約します。

1.2 解説

最高責任者の考え方を明確に示し、組織全体が環境問題へどのような考え方で対応していくのかを誓約するための重要な記載項目です。ここで言う誓約とは組織の最高責任者が社会に対して行う公式の約束（コミットメント）です。

組織は、社会に対する説明責任を果たすため、組織の環境に関わる諸活動を公表していく必要があります。また、読者は組織の考え方が最高責任者の緒言で示されて、組織の環境に対する取り組み姿勢を理解することができます。

1.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
最高責任者の緒言*1						

<表記の仕方>

*1 最高責任者の緒言は、業種特性や規模を踏まえ、具体的かつ組織の主な取り組みが理解しやすい概要を記載します。

組織の環境活動に対する評価を行う金融機関等へは、最高責任者の緒言で環境活動に対する誓約を示すことにより、組織の信頼性を増すことができます。地域住民等へは、特に地域への環境配慮を推進していくことへの言及が望まれます。

組織の従業員等には、組織としての環境に対する考え方や進むべき方向を示し、経営者の緒言での誓約事項を達成していかなければならないことを周知します。

2. 組織の概要

2.1 内容

環境レポートの発行主体がどのような組織であることを記載します。

2.2 解説

環境レポートに記載されている情報が、どのような組織から開示された情報であるかを明らかにします。読者は組織の概要が理解できれば、実行されるべき取り組みがある程度分かります。そのため、事業内容、主要な製品・サービス、規模、所在地、業績等の基本情報を記載します。

2.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
記載項目						
組織名						
経営方針*1						
組織の概要						
・事業の概要*2						
・所在地*3						
・組織の活動地域と取引対象*4						
・関連会社						
・決算情報						
・組織の規模に関する情報*5						
・組織の沿革、取り組みの歴史						

<表記の仕方>

*1 経営全般を対象とした方針を記載します。

組織の環境活動に対する評価を行う金融機関等は投資、融資の意思決定を行うため組織の方向性やビジョンを把握する参考情報になります。

*2 主要な事業内容や製品・サービス等について記載します。

地域住民、一般市民等へは、分かりやすい事業や活動の概要を記載することが求められています。

*3 本社・事業所等の所在地を記載します。事業所により活動が異なる場合には、事業所別にその主要な活動を記載します。

地域住民等は生活地域での事業所情報を望むことから、各事業所、関連施設の所在地を記載します。

- *4 組織の活動を行う範囲と主な仕入先、販売先の業種等を記載します。
組織の周辺で生活する地域住民等に対しては、組織がどのような活動を行っているかが分かるような組織の活動地域と取引対象情報の記載が望まれます。

- *5 延べ床面積、敷地面積、生産量、従業員数など規模を表す情報を記載します。
これらの情報は単位当たりの環境効率を算出する場合の基礎情報となります。
環境関連の取引拡大を望む取引先、環境情報の比較・研究を行う環境 NGO を含む地域住民等にとっては重要な項目です。

3. 環境レポートの基本情報

3.1 内容

環境レポートを作成し、発行する際の各種条件を記載します。

3.2 解説

組織は発行する環境レポートの対象範囲、対象期間、作成主管部門等を明らかにする必要があります。特に環境レポートの対象範囲の明確化は、記載情報が組織のどの部分を示した情報なのかを明確にするものであり、重要な情報となります。

また、問合わせ先を明記することは、環境レポートが組織とステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行う姿勢を示すこととなります。

3.3 記載推奨項目

記載項目	ステークホルダーグループ					
	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
発行日						
発行履歴と今後の予定*1						
主な配布先						
環境レポートの問い合わせ先						
・作成主管部門*2						
・各事業所連絡受付部門*3						
その他の公開情報の所在と入手方法						
・その他の組織の環境関連資料*4						
・ホームページアドレス						
・海外向け環境レポート						
環境レポートの対象範囲と対象期間*5						

<表記の仕方>

- *1 組織の経営に関する様々な最新情報を収集し、投資、融資等の意思決定を効率的に行う金融機関等の情報収集に役立ちます。
- *2 組織の環境活動に対する評価を行う金融機関等が、更に詳細な情報を入手したい場合や、記載情報についての確認事項等の問い合わせ先として必要です。

*3 作成主管部門とステークホルダーからの連絡受付部門が異なる場合は記載します。

周辺事業所単位での情報が必要な地域住民等へは、事業所個別の情報を入手できる窓口を示すことが望まれます。

*4 組織の情報を入手することができるように、環境レポート以外のその他の環境関連資料を記載しておきます。会社案内、アニュアルレポート等がこれに当たります。環境パンフレット、環境情報小冊子等の環境関連資料は「12.環境コミュニケーション」で示します。

組織に属せず、取り引き関係にない行政、地域住民、一般市民等へは環境関連資料について詳しく記載する必要があります。

*5 環境 NGO を含む地域住民等が、組織の環境効率等を比較、評価するため、環境レポートの対象範囲（対象組織や対象サイト、期間等）を記載して、適切な評価が行えるように配慮します。

4 . 環境指針・環境計画

4.1 内容

組織の環境活動の方向性、並びに活動を実行するに当たっての具体的な計画と手段を示します。

4.2 解説

組織の環境活動の方向性や内容を読者に対して示すために、環境指針や環境計画を環境レポートに記載します。これらをより具体的に示すためには環境目標、環境目標を実現するための取り組みを示す必要があります。

組織の環境指針・環境計画を検討する際には、自らの事業活動はもちろんのこと、ライフサイクル全体を踏まえて考える必要があります。例えば、製造業では、製造や販売といった一側面だけではなく輸送や顧客が製品を使用する段階等にも大きな環境負荷が発生することが考えられ、これらへ配慮していくことが必要です。

4.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境方針*1						
環境目標*2						
環境目標実現のための 具体的取り組み*3						
前年目標の達成状況*4						
取り組みの現状認識と 総括*5						

<表記の仕方>

*1 組織の環境活動指針を示すものとして、環境方針、環境憲章、環境行動指針等があります。これらは事業活動に即して、経営方針との整合性のある内容であることが望まれます。

組織の環境活動に関する評価を行う金融機関等は、環境方針に示された環境活動の方向性も重視しています。

*2 達成度合いや進捗状況を検証するためにも定量化された環境目標を設定し、中長期目標及び単年度目標を記載することが望まれます。過去の実績を基準にした目標を併記する場合は、その基準年度、及び基準となる数値を明記します。

金融機関等へは上記の*1と同様の考え方で記載することが必要です。

組織の環境活動に関心を持つ NGO や地域住民等は、組織がどのような達成目標を掲げて取り組みを行っているかを把握するために記載が必要な項目です。

*3 組織が設定した目標を達成するための具体的取り組みを記載し、目標達成へ向けての実現性を示します。

組織の環境活動に関する評価を行う金融機関、NGO を含む地域住民等は方針や目標だけでなく、具体的な取り組み計画から、環境保全や汚染防止の可能性に関する情報を重視します。

*4 これまでの達成状況は、社会に対して明らかにした目標が確実に実行され、完結されたことを示すものです。目標が未達成であった場合はその理由を付記することが望まれます。

金融機関や地域住民等は環境方針や環境計画だけでなく、これまでの1カ年の環境活動への取り組みへの関心も高く、重要な情報となります。

*5 組織が環境活動に対する適切な分析を行い、現状を認識していることを読者は把握することができます。

組織の環境活動に関する評価を行う金融機関や直接的な環境負荷を受ける地域住民には記載が望まれる項目です。

従業員等についても組織内の共通認識持つことは環境活動に欠かせない、重要な情報となります。

4.4 環境パフォーマンス指標

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)

- 達成された目的及び目標の数
- 環境目的及び目標を達成する組織単位の数
- マネジメント遵守規定又は操業遵守規定の実施の度合い
- 実施された汚染防止行動提案の数

5 . 環境マネジメントシステムの概要

5.1 内容

組織の環境活動を推進する仕組みである環境マネジメントシステム（EMS）の内容とその体制等について記載します。

5.2 解説

組織が環境活動を行うためのツールの一つとして、環境マネジメントシステム（EMS）があります。ここでは環境レポートを発行する組織のEMSがどのように組み立てられ実施されているかを示します。

EMSには組織ごとに様々な体系があり、この中にはISO14001等の国際規格に適合しているものもあります。

5.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境マネジメントシステム						
・仕組み*1						
・組織体制						
・進捗と状況*2						
・環境側面の管理状況*3						
・グリーン購入*4						
・内部環境監査						
・外部環境監査*5						

<表記の仕方>

*1 環境を管理するためのP（Plan）D（Do）C（Check）A（Action）といったマネジメントサイクルの仕組み、概念図、フロー図等について記載します。

組織の環境活動に関する評価を行う金融機関等が、改善の仕組みを持つ組織であるか、環境リスクへ適切に対応できる体制にあるか等を把握するためにも、環境管理の仕組みが明示されることが望まれます。

*2 ISO14001等のEMSを既に構築し、自主的に継続的な環境改善活動が行われているサイトを明らかにします。EMS構築作業中サイト、今後のEMS構築計画に関する情報についても記載します。

環境マネジメントシステムの公的なライセンス取得状況を示すことで、取引先、金融機関、地域住民等は組織全体の環境管理の進捗（EMSの構築状況）を把握することが可能になります。

- *3 組織が環境負荷を与える活動と、それに対する管理方法を記載します。
 事故等の環境リスクによって保険金の支払い、組織の業績悪化等、事業上の影響を受ける金融機関には事前に内訳と状況を知らせておくことが望まれます。
 直接的な被害を受ける近隣の地域住民等へは内訳と状況を詳細に示す必要があります。
- *4 グリーン購入（環境配慮型物品の購入、環境配慮型組織との優先的取引）への取り組み、指針、購入実績などについて記載します。
 組織が環境配慮型物品の購入を進めることで、取引先等へも環境の視点を取り入れた取引へ見直しを行う可能性もあるため、詳細に記載します。
- *5 評価や監査、検証の手法、基準、対象範囲、実施メンバー等について記載します。環境マネジメントシステム監査や環境レポートへの第三者監査等を受けている場合は環境レポートに記載しておきます。
 組織の環境活動を評価する金融機関、組織を監督する立場にある行政等からは外部環境監査を受けることで評価や信頼性が高まる場合があるため詳しく記載します。
- * 環境法規制の遵守状況については「10.環境法規制・訴訟」において示します。
- * 環境教育については「11.環境教育・環境啓発活動」において示します。
- * 環境コミュニケーションについては「12.環境コミュニケーション」において示します。

5.4 環境パフォーマンス指標

- マネジメントパフォーマンスの指標（Management performance indicators）
- 環境について特定の責任権限をもつ責任者層の数
 - 職務規定の中に環境要求事項が入っている従業員数
 - 環境問題について質問した納入業者及び請負業者の数
 - 請負でのサービス提供者で、環境マネジメントシステムを導入、又は認証を受けている数
 - 特定の活動の数と頻度（例えば監査）
 - 監査の計画に対し完了した数
 - 期間当たりの監査所見の数
 - 明示的な“製品スチュワードシップ”計画を持つ製品数
 - 解体、リサイクル、又は再使用に配慮した設計がされた製品数
 - 環境的に安全な使用及び廃棄についての説明書をもつ製品の数
 - 組織の委託契約に示されている要求及び期待に対する、サービス供給者の適合程度
 - 解決済み又は未解決の、確認された是正処置の数
 - 操業手順の見直し頻度
 - 計画的な準備であることを実証する、緊急対策及び対応訓練の比率
 - 環境問題について質問した納入業者及び請負業者の数
 - 達成された目的及び目標の数
 - 環境目的及び目標を達成する組織単位の数
 - マネジメント遵守規定又は操業遵守規定の実施の度合い
 - 実施された汚染防止行動提案の数

6. 事業活動と環境との関わり

6.1 内容

組織の事業活動とそれに伴って発生する環境負荷の全体概要を記載します。

6.2 解説

組織は事業活動の工程やフローとその各段階で発生する環境負荷の関係を明らかにし、全体概要で読者が理解できるように図やイラストを使用しながら分かりやすく記載します。

それらを記載する際には、組織が関わるライフサイクル全体を視野に入れる必要があります。例えば、製造業であれば、組織の主な事業活動である加工のみを記載するのではなく、原料調達から、使用、廃棄時の環境負荷までを捉えて記載することが望まれます。

詳細な環境負荷情報の内訳については「7.事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況」で記載します。

6.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
事業活動と環境との関わりを示す*1						

<表記の仕方>

*1「JISQ14031 組織の操業（追加的詳細）：次項で記載」などを参考に、入力と出力、生産フロー、マテリアルフロー等のライフサイクル全体を視野に入れて分かりやすく示します。また、非製造業等で業種特性により工程フローによる記載が難しい場合は、サービスの全体概要を図やイラストで示す方法もあります。組織の事業活動と環境負荷全体を一覧できる図を示すことで、全体の概要を容易に理解できるようにするために記載します。

地域住民等が、隣接する事業所で組織全体のどの業務を担い、どのような負荷が発生しているかを把握するためにもこれらの情報が必要です。

6.4 環境パフォーマンス指標

環境パフォーマンス指標は次項の「7.5 環境パフォーマンス指標」で詳しく記載します。

7．事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況

7.1 内容

事業活動や製品・サービスが環境に与える影響と環境負荷低減の取り組み情報を詳細に記載します。

7.2 解説

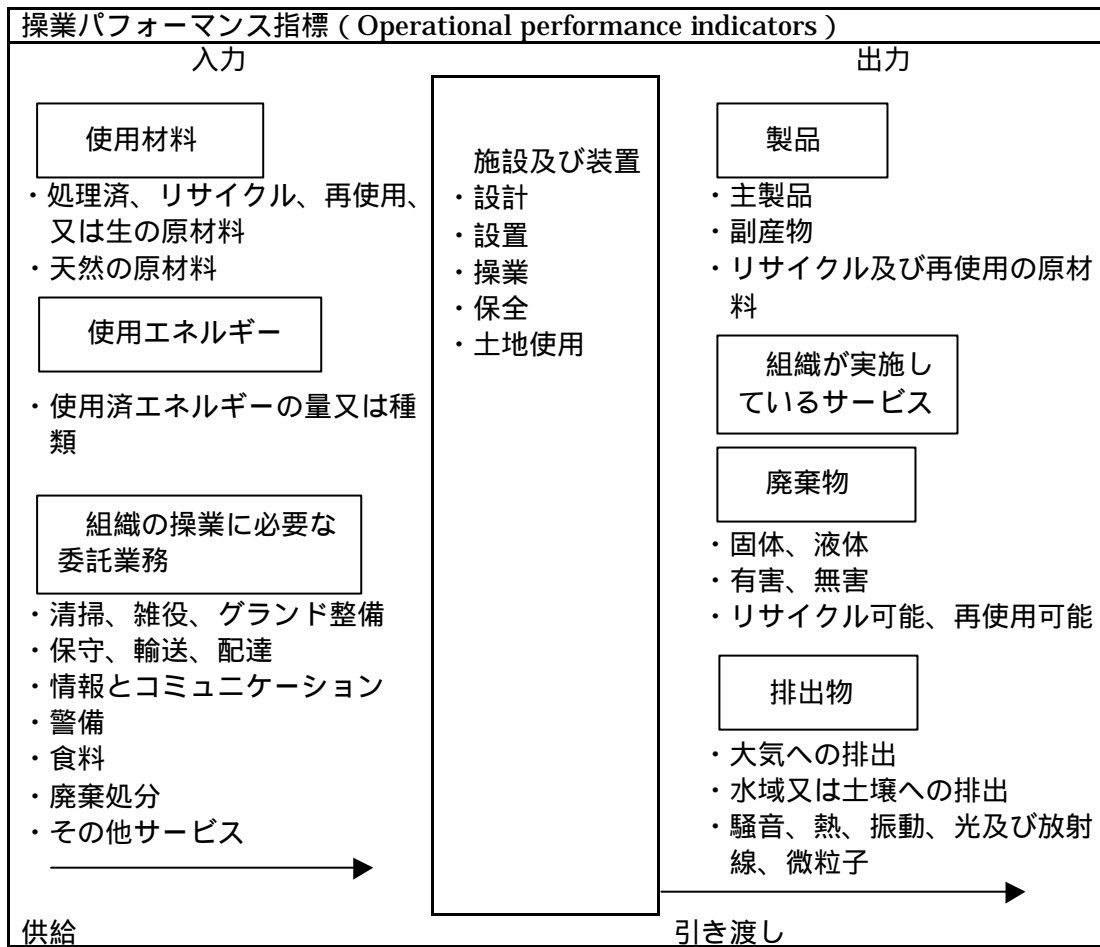
環境パフォーマンス情報は、の1.2に示した環境レポートの基本原則を踏まえることはもちろんのことですが、環境パフォーマンス情報は業種、業態特性により、記載すべき情報が大きく変化するため、他の項目のようにステークホルダーの特性のみによって開示情報を特定することは適当ではありません。そのため、この7項では以下の考え方で記載項目を検討していくことが必要です。

JISQ14031 環境パフォーマンス評価を参考に（図 .3）、組織の業種業態特性を考慮し、記載が望まれる環境パフォーマンス項目を選定します。（7.3）

読者が必要としている情報の特性を確認し、選定した環境パフォーマンスの見せ方、表現方法を検討し、環境レポートへ記載します。（7.4）

組織は、これらを参考に環境パフォーマンス情報を記載し、読者の特性を踏まえた、分かりやすいパフォーマンス情報を提供する必要があります。「6.事業活動と環境との関わり」で示した概要に対しての詳細情報が記載されることが望まれます。

【図 3 JISQ14031 環境パフォーマンス評価 - 指針 組織の操業（追加的詳細）図 A.1】



操業パフォーマンス指標は上記の から に分類することができ、更に業種区分により重点記載項目を絞り込むことができます。(次頁の表参照)

7.3 業種別重点的記載事項

記載すべき重要項目は、組織の業種特性を配慮して選定します。自組織の業種特性を分析し、環境負荷の大きい活動を特定して、その活動に関わる環境パフォーマンス情報を詳細に記載することが望まれます。

以下にいくつかの業種の事例として業種特性から導き出した記載重要項目を例示します。

業種	環境パフォーマンス項目
建設業	大量の資材を使用し、建設重機を活用しながら土木・建築工事を行います。製造業等の固定施設は持たず、建設現場には移動性があります。建築物は、解体時にも大きな環境負荷が発生します。そのため、使用原材料、装置、製品、廃棄物等についての記載が重要となります。
素材産業	製品を製造するプラントへ大量の原材料を投入し、運転に多量のエネルギーを使用します。そのため使用原材料、使用エネルギー、施設及び装置、製品、廃棄物、排出物等についての記載が重要となります。
加工・組立産業	製造ラインに原材料、エネルギーを投入し加工や組立を行う。製造現場では廃棄物、騒音、振動等、作られた製品には使用時、廃棄時にも大きな環境負荷が発生します。そのため、使用原材料、使用エネルギー、施設及び装置、製品、廃棄物、排出物、製品等についての記載が重要となります。
流通業	空調、冷蔵施設を使用し、卸・メーカーからの商品供給を受けて事業活動を行います。店舗からは廃棄物と騒音が発生します。そのため、使用エネルギー、委託業務、施設及び装置、提供するサービス、廃棄物、排出物、製品等についての記載が重要となります。
輸送業	電力、燃料等のエネルギーを大量に使用し、駅、空港、物流センター等の施設を所有します。施設からは騒音、振動が発生するため、使用エネルギー、施設、排出物等についての記載が重要となります。
エネルギー産業	発電、エネルギー貯蔵等のための大規模施設を有し、原材料とエネルギーを大量に使用し事業活動を行います。そのため使用原材料、使用エネルギー、施設及び装置等についての記載が重要となります。

7.4 ステークホルダーの情報特性

業種特性から導き出した記載重要項目は、ステークホルダーの情報ニーズの特性に対応して記載することが必要です。以下のステークホルダーの特性に配慮して環境パフォーマンス情報を記載します。

ステークホルダー	ステークホルダーの必要としている情報項目の特性
取引先等	環境配慮型製品の調達基準など、自らの商取引に影響を及ぼす可能性のある要素の詳細な環境パフォーマンス情報を必要としています。
金融機関等	組織を評価するために環境情報を利用することから、正確かつ組織の事業活動を網羅している環境パフォーマンス情報を必要としています。
行政等	環境関連法規制の遵守状況を監督する立場にあることから、環境法規制に関わる環境パフォーマンス情報を必要としています。行政対象地域の情報を必要としています。
地域住民等	組織の活動が自分たちの生活に直接的に影響を及ぼす可能性があることから、特に自分たちに関係のある特定の地域の分かりやすい環境パフォーマンス情報を必要としています。
一般市民等	組織の概要と、網羅的かつ分かりやすい環境パフォーマンス情報を必要としています。
従業員等	組織の構成員として、所属している組織の全体概要を網羅的に知ることができ、また、所属部門・事業所に関する詳細な情報を必要としています。

前表の「ステークホルダーの必要としている情報項目の特性」でステークホルダー特性を踏まえた開示情報が特定されました。特定された記載項目は、最後に開示する情報の見せ方や表現方法についても考慮して表記することが望まれます。ここでは、以下の4つの視点で、情報を更にスクリーニング（選別）します。

以下ではステークホルダーグループごとに、記載される情報の重み付けを（ ）で示しました。

環境パフォーマンス情報の分かりやすさ

可能な限り環境パフォーマンス情報には専門用語を使用せず、その業種の知識を持たないステークホルダーにも理解可能な表現で情報を開示します。

環境パフォーマンス情報の網羅性

すべての環境パフォーマンス情報を漏れ抜けなく記載します。

環境パフォーマンス情報の詳細性

環境パフォーマンス情報を詳しく、細かく記載します。

環境パフォーマンス情報の地域性

組織全体の環境パフォーマンス情報ではなく、ステークホルダーの関係するサイトの環境パフォーマンス情報。

ステークホルダーグループ 情報の視点	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境パフォーマンス情報の分かりやすさ						
環境パフォーマンス情報の網羅性						
環境パフォーマンス情報の詳細性						
環境パフォーマンス情報の地域性						

- … 配慮すべきステークホルダーが特に必要としている情報特性
- … 一般的な情報特性

7.5 環境パフォーマンス指標

環境レポートに記載する情報の例は以下の「JISQ14031 操業パフォーマンスの指標」が参考になります。

操業パフォーマンスの指標

(Operational performance indicators)

使用原材料

- 製品単位当たりの使用材料の量
- 処理済材料、リサイクル材料又は再使用材料の量
- 製品単位当たりの廃棄物又は再使用した包装材料の量
- リサイクル又は再使用した補助材料の量
- 生産工程で再使用した原材料の量
- 単位製品当たりの水の使用量
- 再使用した水の量
- 生産工程で使用する有害物質の量
- 総原材料投入量 (t)
- 水利用量 (t)
- 熱帯木材投入量 (t)
- 遺伝子組み替え生物の投入量 (t)
- 事業所内における水の利用量 (t)

使用エネルギー

- 年当たり又は製品単位当たりのエネルギー使用量
- 単位サービス又は単位顧客当たりのエネルギー使用量
- 使用エネルギーの種類及びその使用量
- 工程で発生する、又は副産物から得られるエネルギー量
- エネルギー保存プログラムによって節約できたエネルギー原単位量
- 総エネルギー使用量 (J)
- 再生可能・自然エネルギー消費量 (J)

組織の操業に必要な委託業務

- サービス提供の契約者が使用する有害物の量
- サービス提供の契約者が使用する清掃剤の量
- サービス提供の契約者が使用するリサイクル及び再使用可能な材料の量
- サービス提供の契約者が排出する廃棄物の種類及び量

施設及び装置

- 容易に解体、リサイクル及び再使用できるよう設計された部品を含む装置の数
- 特定装置の年間操業時間
- 緊急事態 (例爆発) 又は非定常時操業 (運転) (例非常停止) の年間の回数
- 製造のために使用される土地の総面積

- 単位エネルギー量を発生するのに使用される土地の面積
- 輸送車両の平均燃料消費
- 環境対策を施した輸送車両台数
- 装置の予防保全要する年間時間
- 土壌・地下水汚染の状況 (状況、箇所、濃度 (mg/kg、mg/l))
- 緑化・植林・自然修復面積 (ha)
- 自然地域の改変、縮小面積 (ha)

製品

- 有害物特性を減らして市場に導入した新製品の数
- 再使用又はリサイクルのできる製品の数
- 製品の、再使用又はリサイクル材料の含有百分率
- 欠陥製品率
- 単位製品当たり発生する副産物の量
- 製品使用時に消費されるエネルギー原単位量
- 製品の使用寿命
- 環境的に安全な使用及び廃棄について指示を記載した製品の数
- 製品群毎のエネルギー消費効率 (省エネ法の単位)
- 省エネ法適合製品の比率 (%)
- 低公害車の生産量及び比率 (台、%)
- 総製品生産量低減量 (t)
- 有害物質含有量 (t)
- 容器・包装使用量の低減 (t)
- 製品群毎の平均耐用年数 (年)
- 製品群毎の解体時間 (時間)
- 使用済み製品、容器包装の回収量 (t)
- 回収された使用済み製品、容器包装の再使用量、再生利用量 (t)

組織が実施しているサービス

- 車両輸送の平均燃料消費
- 1日当たりの、輸送方式ごとの貨物便数
- 汚染抑制技術を施した車両の台数
- 他のコミュニケーション手段によって、節減された業務出張数
- 輸送方式ごとの業務出張回数
- 総輸送量 (t×km、人×km)
- 輸送に伴う CO₂ 排出量 (t-CO₂)
- 輸送に伴う NO_x 排出量 (t)
- 1平方メートル当りに使われる清掃剤の数 (清掃サービス組織)
- 燃料消費量 (サービスが輸送を伴う組織)

用)

- 改善プロセスのために、売れたライセンス料(技術ライセンスの取り扱い組織用)
- 環境連する信用貸しのリスク事故又は支払い不能の数(金融サービス組織用)
- 製品販売後のサービス期間に使用された材料の量

廃棄物

- 年当たり又は製品単位当たりの廃棄物の量
- 年間の、有害、リサイクル可能又は再使用可能な廃棄物の量
- 処分に回される廃棄物の総量
- サイトに貯蔵される廃棄物の量
- 許可証で管理される廃棄物の量
- 再使用可能材料に変換された年間の廃棄物の量
- 材料の代替化によって削減された有害廃棄物の量
- 廃棄物の総排出量(t)
- 循環資源の再使用の量(t)
- 循環資源の再生使用の量(t)
- 焼却等によって熱回収される循環資源の量(t)
- 最終処分される廃棄物量(t)
- 有害廃棄物排出量(t)
- PRTR 対象物質排出量(t)

排出物

- 年間の特定排出物の量
- 単位製品当たりの特定排出物の量
- 大気に放出される廃熱の量
- オゾン層破壊特性のある大気排出物の量
- 地球の気候変動に影響する可能性をもつ大気への排出物の量
- 年間の特定材料の排出量
- 単位製品当たりの、水域に排出される特定材料の量
- 水域へ放出される廃熱の量
- 単位製品当たりの埋立処分量
- 単位サービス又は単位個顧客当たりの排水量
- ある場所で測定される騒音
- 放射線の量
- 放出熱、振動、放射光の量
- SOx 排出量(t)
- NOx 排出量(t)
- VOCs 排出量(t)
- 排出規制項目(SOx、NOx、ばいじん、ダイオキシン類等)排出濃度(最大濃度(ppm等))

- 排出規制項目(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)の排出濃度(最大濃度(mg/m³N))
- 悪臭の発生(最大値(m³N/分))
- 総排水量(m³)
- COD、窒素、燐の排出量(t)

(注)環境パフォーマンス指標の単位は

「環境省環境報告書ガイドライン(2000年度版)」より引用しました。

8 . 環境会計

8.1 内容

環境活動に要したコスト並びに、それらの活動より得られた効果を取りまとめて記載します。

8.2 解説

組織は環境会計の手法を用いて、様々な単位や指標で示される環境負荷情報を貨幣情報に置き換えて記載します。貨幣単位として統合された、分かりやすい情報を読者に提供することができ、自らの組織は環境活動に要したコストと得られた効果を把握し、費用対効果を認識することができます。コストの集計方法や効果を算定する考え方は組織によって様々な方法や範囲等が考えられるため、環境レポートで詳しく記載する必要があります。

環境会計の手法については、現在も様々な機関で研究が進められています。

8.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境会計の目的と内容						
対象範囲、対象期間、集計方法等の基本情報						
環境保全のための投資や費用*1						
環境活動の費用対効果*2						

<表記の仕方>

*1 環境に関連する設備への投資、環境活動に要するコスト等を記載します。
環境投資、環境コストは財務情報と関連する情報でもあるため、金融機関等へ情報提供することが望まれます。

*2 具体的な考え方や手法の例については「環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）環境省」参照下さい。
金融機関等が組織の環境活動に関する効率性を把握するため情報提供することが望まれます。

8.4 環境パフォーマンス指標

- マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)
- 製品又はプロセスの環境側面に関するコスト (操業コスト及び資本コスト)
 - 環境改善プロジェクトの投資に関する収益
 - 資源使用の削減、汚染防止、又は廃棄物リサイクルを通じて達成された節約額
 - 環境パフォーマンス又は企画目的を満たすよう設計された、新製品又は副産物の売上収入
 - 環境意義をもつプロジェクトに充当した研究開発資金
 - 組織の財政上の地位に、重大な影響を及ぼし得る環境債務
 - 罰金又は料金の回数又は付随費用

9 . 環境に関する安全・衛生

9.1 内容

環境に影響を及ぼす可能性のある有害物質の管理と、事故や緊急事態の発生を防ぐために実施している安全・衛生面での取り組みを記載します。

9.2 解説

環境問題と安全・衛生には共通する部分があります。安全や衛生に関する事故では有害物質の漏洩や大量の廃棄物の排出など、環境負荷が発生することもあります。

そのため、安全・衛生面に関する潜在的な環境リスクを把握し、適切な予防策、対応をするための準備が必要です。組織は読者に対して、安全・衛生面で適正に管理された状況で事業や活動が営まれていることを示します。

9.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境に関する従業員の安全・衛生活動						
環境に関する安全・衛生設備						
環境に関する想定される緊急事態の内容*1						
現在及び過去の事故、緊急事態の発生状況と対処の方法*2						

<表記の仕方>

*1 事故発生時には、地域住民等に直接的被害が及ぶ可能性が高いため安全・衛生管理に関して記載することが望まれます。

事故への対応等の影響が及ぶ可能性もあるため組織を監督する立場にある行政、直接被害を受ける可能性のある地域住民等へは情報開示が必要です。従業員等へは組織の想定される緊急事態を再認識させ、発生を防止するために明記しておきます。

*2 現在修復中の事故、過去に発生した事故や緊急事態への対処の方法等を記載します。

行政、地域住民等へは事故や緊急事態に関する現在の情報のみならず、過去の発生原因を把握し、再発を防ぐための適切な対応が行われてきたことを示します。

従業員等へは過去の事故や緊急事態について再発防止を認識させるために

必要な項目です。

- * 本項目を原因として発生した訴訟は「10.環境法規制・訴訟」で示しています。
- * 本項目に関する教育、啓発活動は「11.環境教育・環境啓発活動」で示しています。

9.4 環境パフォーマンス指標

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators) - 環境事故への対応又は是正までの時間 - 実施された緊急訓練の回数

10 . 環境法規制・訴訟

10.1 内容

事業活動、製品・サービスに該当する環境法規制を明記し、対象となる特定施設の法規制遵守状況等について記載します。環境法規制違反、環境に関する訴訟などがあれば記載します。

10.2 解説

環境法規制は組織が遵守すべき最低限の取り決めです。組織にこれらを確実に遵守する体制があることを読者に示します。今後も環境法規制違反、訴訟等が発生する可能性の少ない状況で事業や活動が営まれていることを環境レポートに記載すれば、社会的及び地域からの信頼を得ることにもつながります。

10.3 記載推奨項目

ステークホルダー グループ 記載項目	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
環境上の法規制の内容と 遵守状況*1						
現在及び過去の法令違 反、訴訟、事故の発生状 況と対処の方法*2						
上記 に関する罰金、科 料*3						
組織が同意する憲章、協 定、宣言、条例、業界規 範*4						

<表記の仕方>

*1 適用される環境法規制を記載し、法律の規制値と自主基準値、実績値等を記載し、どのように法規制を遵守しているかを記載します。

組織の環境活動に関する評価を行う金融機関等は、法規制違反に伴う環境リスク情報を必要としています。

行政等は環境法規制をもとに組織を監督する立場にあることから遵守状況等を詳細に示すことが望まれます。

地域住民等は法規制違反に伴う直接的な環境影響を受ける場合があることから環境法規制情報を提供することが望まれます。

従業員等に対して環境法規制の遵守を徹底するために、法規制情報を記載し、周知することが望まれます。

- *2 法令違反や訴訟の発生状況、対処の方法などを記載します。過去に発生した法規制違反などへの対応状況を示すことは、読者からの信頼性を増すことにつながる情報でもあります。
 保険を取り扱う金融機関等は過去の法例違反、訴訟の発生件数等から現状の環境リスク状況を把握するため、これらの情報を必要としています。
 行政等は組織を法規制で管理監督する立場であるため、現在及び過去の法令違反等は重要な情報項目です。
 直接的被害を受ける可能性のある地域住民に対しては、現在対応中の課題を中心に示す必要があります。
 従業員等へは法規制違反の再発防止のために過去の事例を中心に記載します。
- *3 法規制違反への対応として、罰金や汚染の浄化措置などに要した費用を示し、課題が完結したことを報告することが望まれます。
 金融機関等は、今後、同様の罰金が発生した場合の目安として、どの程度の費用が発生するかを把握しておく必要があります。
 周辺地域へ被害が及んだ場合には、地域住民等に対しては組織の負担する修復費用を示すことが望まれます。
 組織の従業員には罰金の費用や損失を示すことで、再発防止にもつながります。
- *4 従業員等に対して法規制以外の重要な社会的規範を再認識させるために、記載する必要があります。
- * 事故や緊急事態に関する対処方法、予防措置は「9.環境に関する安全・衛生」で示します。
- * 環境法規制遵守のための教育や訓練は「11.環境教育、環境啓発活動」で示します。
- * ステークホルダーからの苦情については「12.環境コミュニケーション」で示します。

10.4 環境パフォーマンス指標

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)

- 規制遵守の程度
- 罰金又は料金の回数又は付随費用

11. 環境教育・環境啓発活動

11.1 内容

組織内外のステークホルダーに対して実施した、環境に関する教育・啓発活動の内容及び実績を記載します。

11.2 解説

環境教育による従業員の意識高揚は、取り組みの更なる拡大や推進につながります。環境啓発活動は組織の環境活動への理解と協力を得ることにもなります。

組織の環境教育体制が確立され、従業員が適切な訓練を受け、社会に対しても環境活動への理解と協力を促す努力を行っていることを環境レポートで記載します。

11.3 記載推奨項目

記載項目	ステークホルダーグループ					
	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
教育・啓発の内容と実績*1						
関連企業等への教育・啓発の内容と実績*2						
業績評価、表彰制度*3						

<表記の仕方>

- *1 従業員等への環境活動に関する理解を深めるために、組織内で実施されている教育・啓発の全容を示します。
- *2 関連企業や取引先等を実施している教育・啓発について記載します。従業員等へは関連企業等と共同で業務を行う機会もあるため、どのような教育が実施されているかを示します。
- *3 環境活動、ボランティア活動に貢献した従業員等に対する業績評価、表彰等の制度があることを示し意識向上を図ります。
- * 防災訓練等は「9.環境に関する安全・衛生」で示します。

11.4 環境パフォーマンス指標

- マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)
- 環境プログラムに参加している従業員数 (例えば、操業、リサイクル、クリーンアップ、提案発議、その他)
 - そのプログラムに参加している従業員の数に対して褒賞及び表彰を受けた従業員の数 (例えば、操業、リサイクル、クリーンアップ、提案発議、その他)
 - 環境教育訓練を必要とする人数と、教育訓練済みの人数比率
 - 請負業者の中の教育訓練を受けた人数
 - 教育訓練参加者の得点
 - 従業員からの環境改善提案の数
 - 組織の環境問題の知識について、従業員調査の結果

12. 環境コミュニケーション

12.1 内容

環境レポートを中心にどのようなツールを活用し、どのような体制でステークホルダーと環境情報の受発信を行っているかを記載します。

12.2 解説

組織は読者との双方向のコミュニケーションを行い、環境活動へ意見を取り入れていくことが望まれます。また、これらは環境活動の改善につなげることもできます。

読者からの要求、要望への対応状況を環境レポートへ記載することは、読者からの信頼を高めることにもなります。

12.3 記載推奨項目

記載項目	ステークホルダーグループ					
	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
社外並びに社内コミュニケーションの体系、概要						
環境コミュニケーションのツール*1						
環境に関する要求事項、要望、苦情、問い合わせ内容と対応状況*2						
地域や消費者との交流*3						

<表記の仕方>

*1 環境パンフレット・小冊子、環境ラベル、環境広告等の環境コミュニケーションツールについて記載します。

組織と直接関わりを持たず、コミュニケーションルートが確立していない地域住民、一般市民等へは組織からの情報発信を行うためのツールを示すことが望まれます。

*2 NGO、グリーンコンシューマーを含む地域住民等は組織に対して要求、要望、苦情等を寄せることや、組織の対応へ高い関心を示したりすることが多いため、どのような要求を受け、どのような対処を行ったかを報告することが望まれます。

*3 地域住民等との会合の予定や参加者募集、交流イベント等の結果報告を行うことは、組織と交流を行う対象者の間でコミュニケーションルートを構築する手段の一つになるため記載します。

12.4 環境パフォーマンス指標

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)

- 環境関連問題についての質問又はコメントの数
- 環境問題について質問した納入業者及び請負業者の数
- 組織の環境パフォーマンスに関する新聞報道の数
- 環境報告書をもつサイトの数

13. 環境に関連した社会貢献

13.1 内容

組織が行う環境に関連した非営利活動を記載します。

13.2 解説

組織の社会貢献活動には国際的支援活動、地域への貢献、NGO への協力、寄付活動等があります。社会貢献活動はステークホルダーへの支援及び共同作業であるため、更なる緊密な協調関係を築くことへとつながります。

13.3 記載推奨項目

記載項目	ステークホルダーグループ					
	取引先等	金融機関等	行政等	地域住民等	一般市民等	従業員等
社会貢献、国際援助の取り組み						
地域社会への貢献*1						
加盟若しくは支援する環境団体						
寄付活動						
従業員への社会貢献活動支援*2						

<表記の仕方>

- *1 組織が地域との密接な関係にある行政、地域住民等へその地域に関する社会貢献活動の内容を示すことで、組織の地域に対する姿勢を示すことができます。
- *2 組織が従業員に対して設けているボランティア休暇等の支援制度を示します。組織の社会貢献活動に対する理解を示し、従業員への社会貢献意欲を高めることができます。

13.4 環境パフォーマンス指標

マネジメントパフォーマンスの指標 (Management performance indicators)

- 地域社会のために提供された環境教育プログラム及び資料の数
- 地域社会の環境プログラムの支援に当てられた経営資源
- 野生生物プログラムをもつサイトの数
- 地域改善活動の進展
- 支援を受けたか、自主的な地域の浄化又はリサイクル活動の実施数
- 地域社会調査からの好意的支持率
- 環境プログラムに参加している従業員数 (例えば、操業、リサイクル、クリーンアップ、提案発議、その他)

． サンプル企業における環境レポートイング（例示）

本ガイドラインに従って環境レポートイングを実施するに当たり、具体的な作業や内容をサンプル企業の事例として本章で示します。作業概要を理解し、環境レポートの作成を容易に進めることができるよう、補助的な情報として参考にしてください。

設定されたサンプル企業が本ガイドラインに従って環境レポートイングを実施すると、この後に述べられるような環境レポートが作成されます。

例示された作業手順や決定事項通りに環境レポートイングを行わなければならない、ということはありません。あくまでも参考として、自組織に適切な方法でそれぞれの環境レポートイングを実施してください。

1． サンプル企業の設定

下記の条件の企業が環境レポートイングを実施することを想定して、環境レポートの作業手順、決定事項を例示します。

【名称】	株式会社 E社
【業種】	金属部品メーカー。プレス加工を主な業とする。製品の洗浄工程あり。
【立地】	中核都市近郊。本社ビル、隣接した本社工場の2つの建物により構成される。
【規模】	従業員 150名 株式は未公開で、資本関係は独立している。
【取引先】	大手機械メーカーA社関連の売上が全売上の40%を占めている。A社より、環境配慮取り組み推進の要望伝達が来ている。
【環境管理】	ISO14001を1年半前に登録済み。ISO事務局として環境管理担当を2名選任している。
【目的】	E社においてはISO14001の登録を1年半前に行って環境管理を推進している。環境方針には、「企業としての環境に対する社会的責任」を強く意識する旨をうたっており、社会的責任を全うするためにE社の環境情報を広く公表することを社長が決定した。また、環境配慮の取り組みは取引を行うに当たっても重要な要素であり、取り組み内容をPRすることは取引の拡大にもつながることが考えられた。このことからE社では、社会的責任の履行と環境配慮取り組みのPRを目的として環境レポートイングを実施することにした。
【作成担当】	環境管理責任者であるX専務を代表責任者として、作成担当はISO事務局3名（うち1名は入力作業担当）を選任した。
【対象範囲】	ガイドラインに記載されている「当該組織の環境活動」を参考にし、ISO14001登録サイトと同じ本社と本社工場を対象範囲とした。対象期間は、環境レポートの発行を決算後に予定しているため、当期の1年間とした。毎年決算後に環境レポートを発行するかどうかは未定で、隔年で発行する場合には対象期間を2年間として発行する、と決定した。

2. 対象読者の特定

E社において重要なステークホルダーは、本社周辺の住民に対して何らかの影響を与え得ることが考えられ、また、環境レポーティングの目的として販売促進のためのPRを挙げていることから、取引先も重要なステークホルダーとして考えられます。対象読者として重視するステークホルダーを検討するために、JISQ14004に示されている環境影響評価の手法を参考にし、以下のようにスコアリング方式でステークホルダーの評価を実施しました。

環境レポーティング実施組織とステークホルダーとの関係の評価方法（例示）

「JISQ14031 環境パフォーマンス評価」に挙げられているステークホルダーに関して、以下の評価指標に基づいて点数付けを行います。点数の最も高いステークホルダーが当組織において重要なステークホルダーであるとし、これを対象読者として特定して、対象読者の情報のニーズに配慮して環境レポーティングを実施します。

評価指標

各評価指標の点数付けは1～5点の5段階の相対的評価とします。各指標の合計点数の高いステークホルダーを対象読者として特定します。

- ・組織との距離 …………… 当組織との密接度。
- ・影響の強さ …………… 当組織との間に生じる環境的利害の大きさ、インパクト。
- ・影響の伝達の早さ …… ステークホルダーに影響が生じるまでの時間。

組織との距離、影響の強さ、影響の伝達の早さの3つの指標は、組織とステークホルダーの利害関係を示す要素になります。距離が近く（密接である）及ぼす（及ぼされる）影響が強く、影響が伝わるのが早いステークホルダーに対しては環境情報を公表して、当組織のことを知ってもらうことが望まれます。この3つの要素により、ステークホルダーとの利害関係を数値化し、点数の高いステークホルダーに対して情報を公表する必要がある、とします。

- ・社会的関心度 …………… 社会的視点から見た組織とステークホルダーの関係の重要性。世間一般の視点からみて、当社と重要な関係にあると考えられているステークホルダーは重視します。
- ・対象人数 …………… 情報を公表する対象人数。対象人数が多いほど環境情報を公表する意義があります。
- ・情報公開の効果 ……… 情報を公表した際の予想される反応や期待される効果の大きさ。

【表 . 3 対象読者特定のためのステークホルダーの評価結果】

ステークホルダー 評価指標	従業員	投資家	取引先	請負業者	NGO	地域住民	行政
組織との距離	5	1	4	3	1	5	3
影響の強さ	5	2	5	1	2	4	2
影響の伝達の早さ	5	2	4	3	1	4	1
社会的関心度	2	2	4	1	3	5	1
対象人数	3	1	3	2	1	4	1
情報公開の効果	5	2	3	2	3	4	2
合計	25	10	23	12	11	26	10

E社においては、ステークホルダーは上記の7種類に関して検討を行っている（表 . 2 参照）

以上の結果から、最も高得点であった「地域住民」を対象読者として特定しました。取引先や従業員もほとんど点差が無いこと、また、すべてのステークホルダーが環境レポートの読者になり得ることから、その他のステークホルダーのことも配慮して環境レポートを作成することにしました。

3. ガイドライン項目の選定

対象読者を地域住民に特定したことを踏まえて、「 . 環境レポーティングガイドライン（ステークホルダーグループ別）」から環境レポートに記載する項目を選定しました。また、対象読者を従業員とした場合に必要と考えられる情報も同様に検討しました。環境レポートの章立て・骨格が明確となり、これに基づいて情報収集を行いました。

例1. 対象読者を地域住民に特定した場合

環境レポーティングガイドライン項目	対象読者（地域住民）に対する配慮点
1. 最高責任者の緒言	
最高責任者の緒言	最高責任者の宣言・誓約のもと、責任を持って環境活動を実施していることを地域住民に示します。（ .1 . 1.3）
2. 組織の概要	
組織名、事業概要、所在地、活動地域と取引対象、組織の規模	地域住民に対しては組織への理解を促すため、会社の基本情報を提供します。（ .2 . 2.3）
3. 環境レポートの基本情報	
発行日、発行履歴と今後の予定、各事業所連絡受付部門、ホームページアドレス、環境レポートの対象範囲と対象期間	環境レポートの基本情報として、対象範囲と対象機関、連絡先を特に明確に示します。（ .3 . 3.3）
4. 環境指針・環境計画	
環境方針・環境目標・環境目標実現のための取り組み、前年目標の達成状況、取り組みの現状認識と総括	現在の組織の取組内容とその達成状況を示し、環境活動を実際にどの程度行っているかを具体的に示します。（ .4 . 4.3）
5. 環境マネジメントシステムの概要	
環境マネジメントシステムの組織体制、進捗と状況、環境側面の管理状況	組織がどのような環境マネジメントシステムにより管理を行い、管理対象である環境側面とその状況を具体的に示します。（ .5 . 5.3）
6. 事業活動と環境との関わり	
事業活動と環境との関わりを示す概要図	組織の事業活動全体と環境側面の関係を概要図で示し、全体像が容易に把握できるよう、示す必要があります。（ .6 . 6.3）

7. 事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況 《記載する環境パフォーマンス指標》	
使用原材料 再使用した原材料の総量、水利用量、金属原材料の総使用量、洗浄剤の総使用量 など	地域住民に対しての環境パフォーマンス指標は、地域に関係する実績を具体的に、その実情を容易に理解できるように示す必要があります。 (.7.7.3、7.4、7.5) パフォーマンス情報は把握できる範囲で公表する。環境情報の収集範囲を徐々に拡大して、今後、公表できる情報が増やせるように努めます。 それぞれ記載する環境パフォーマンス指標に関する環境活動の取り組み内容を記載します。 地域住民には地域性の高い情報分かりやすく伝える必要があります。例えば、水質汚濁の状況などは、地域住民の居住している地域への影響が明らかになるよう図示します。
使用エネルギー 電気、ガソリンの総使用量 など	
委託業務 調達・納品の輸送に関わるガソリン使用量など	
施設及び装置 騒音・振動の発生状況 など	
製品 環境配慮型製品数 など	
組織が実施しているサービス 特に記載する情報なし	
廃棄物 廃棄物のリサイクル率、廃棄物総量、産業廃棄物総量 など	
排出物 土壌汚染、水質汚濁の状況 など	
8. 環境会計	
環境保全のための投資や費用	環境活動のためにどれほどの資金を割いているかを示して、組織の姿勢を地域住民に示します。(.8.8.3)
9. 環境に関する安全・衛生	
環境に関する想定される緊急事態の内容、現在及び過去の事故、緊急事態の発生状況と対処の方法	想定される緊急事態、これまでの事故の状況を示し、地域住民に対しての潜在若しくは顕在のリスクを組織が持っていることを明示します。(.9.9.3)
10. 環境法規制・訴訟	
環境上の法規制の内容と遵守状況、現在及び過去の法令違反、訴訟、事故の発生状況と対処の方法、罰金、科料	法規制遵守の状況と過去の法令違反、罰金などの状況を具体的に示し、組織の環境管理状況やリスクを知る情報を提供します。 (.10.10.3)

11．環境教育、環境啓発活動	
教育・啓発の内容と実績	組織内において、環境活動を実施するに当たって適切な教育が行われていることを地域住民に示します。 (.11 . 11.3)
12．環境コミュニケーション	
環境コミュニケーションのツール、環境に関する問い合わせ内容と対応状況、地域との交流	組織との情報伝達の状況、コミュニケーションを図るために行われていることを示し、地域住民との交流を広げるための情報を提供します。(.12 . 12.3)
13．環境に関連した社会貢献活動	
地域社会への貢献	組織が地域住民に関わる貢献活動を行っていることを示し、地域住民との協調を意識していることを示します。(.13 . 13.3)

例2．対象読者を従業員に特定した場合

環境レポートガイドライン項目	対象読者（従業員）に対する配慮点
1．最高責任者の緒言	
最高責任者の緒言	組織が一丸となって環境活動に取り組む姿勢を示し、環境活動に対する従業員の自覚を促すように記載します。(.1 . 1.3)
2．組織の概要	
組織名、事業概要、所在地、活動地域と取引対象、組織の規模、組織沿革の概要	従業員に対しては、会社の基本情報を改めて環境レポート中で詳細に述べる必要はないので、概要程度の内容とします。(.2 . 2.3)
3．環境レポートの基本情報	
発行日、発行履歴と今後の予定、主な配布先、環境レポートの問い合わせ先、ホームページアドレス、環境レポートの対象範囲	環境レポートの基本情報のガイドライン項目は網羅的に記載します。(.3 . 3.3)
4．環境指針・環境計画	
環境方針・環境目標・環境目標実現のための取り組み（既存のEMSにおいて実施しているものを記載）前年目標の達成状況、取り	「取り組みの現状認識と総括」は、現在行っている環境活動の結果を従業員が認識して、今後の改善・推進に役立てることができるこ

組みの現状認識と総括	とから、詳細に記載します。(.4 .4.3)
5 . 環境マネジメントシステムの概要	
環境マネジメントシステムの組織体制、進捗と状況、環境側面の管理状況、グリーン購入	従業員は環境マネジメントシステムの概要を周知しなければならないことから、網羅的にその内容を示します。異動者・新入社員教育に使用できるように作成します。(.5 .5.3)
6 . 事業活動と環境との関わり	
事業活動と環境との関わりを示す概要図	個々の担当作業と環境影響の関わりを認識するためにも事業活動全体のマテリアルフロー図を示します。(.6 .6.3)
7 . 事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況 《記載する環境パフォーマンス指標》	
使用原材料 鉄・銅・アルミ材の使用量、再生金属材の使用量、洗浄用有機溶媒使用量、工程で使用する油脂類（切削油など）使用量、水溶性塗装材使用量、容器包装材使用量 など	環境パフォーマンス指標は、従業員が自分の担当作業に関係する情報を詳細に確認できるように、広い範囲の情報を、理解できる程度に詳しく記載します。
使用エネルギー 電気、ガス、重油、ガソリンの使用量 など	(.7 .7.3、7.4、7.5) パフォーマンス情報は把握できる範囲で公表する。環境情報の収集範囲を徐々に拡大して、今後、公表できる情報が増やせるように努めます。
委託業務 委託加工（メッキ）に関わるエネルギー使用量と化学物質使用量の概算値、調達・納品の輸送に関わるエネルギー使用量 など	それぞれ記載する環境パフォーマンス指標に関する環境活動の取り組み内容を記載します。
施設及び装置 プレス加工機から発生する騒音・振動 など	
製品 環境適合設計(DfE)の実施数、欠陥製品率など	従業員はこれらのパフォーマンス情報に対して、詳細性、網羅性を重視するので、例えば電気の使用量は、部門や建物ごとに明示する必要があります。また、廃棄物についてはその内訳を廃棄物の種類ごとに詳しく記載します。
組織が実施しているサービス 特に記載する情報なし	
廃棄物 金属スクラップ発生量、スクラップのリサイクル率、廃梱包材発生量、PRTR 対象物質総排出量、産業廃棄物総量 など	

排出物 揮発性有機溶剤の大気への放散量、ボイラーからの NOx、CO ₂ 排出量など	
8 . 環境会計	
環境保全のための投資や費用	環境活動のためにどれほどの資金を割いているか、環境保全コストを示して自覚を促し、意識向上を図ります。(.8 . 8.3)
9 . 環境に関する安全・衛生	
環境に関する想定される緊急事態の内容、現在及び過去の事故、緊急事態の発生状況と対処の方法	担当作業に関わる緊急事態、これまでの緊急事態の発生と対応を示すことで、環境リスク管理の意識付けを行えるようにします。(.9 . 9.3)
10 . 環境法規制・訴訟	
環境上の法規制の内容と遵守状況、現在及び過去の法令違反、訴訟、事故の発生状況と対処の方法 など	組織に関わる環境法規制、それを遵守することの重要性を認識するために、全般的に情報・説明を詳細に記載します。(.10 . 10.3)
11 . 環境教育、環境啓発活動	
教育・啓発の内容、委託先への教育・啓発の内容	実施している教育活動の目的・意味を理解して、教育の効果を高めるためには、教育に関わる情報全般を詳しく記載します。(.11 . 11.3)
12 . 環境コミュニケーション	
環境コミュニケーションのツール、環境に関する問い合わせ内容	内外の環境情報を伝達する仕組みの概要を示します。(.12 . 12.3)
13 . 環境に関連した社会貢献活動	
地域社会への貢献、従業員の社会貢献活動支援	従業員自らが実施している社会貢献活動の実施内容・結果を示してその効果を周知します。(.13 . 13.3)

これらの情報項目それぞれにおいて、どれくらい詳細に情報を記載するか個々に検討し、設定しました。業種特性（プレス加工）に関わる環境パフォーマンス指標として、機材から発生する騒音・振動と有機溶剤などの化学物質の使用が重要な情報であると考え、これらに関しては詳細に記載することにしました。

4 . 情報収集・作成編集

選定したガイドライン項目に基づいて情報収集を実施しました。情報収集は、ISO14001 のシステム上で各部署から収集されている実績値や目的目標の取り組み状況をベースとして、不足している情報は調査を行い、可能な限り収集しました。データの表現方法は、部品当たり・従業員当たり・売上当たり、など比率指標を設定して、原データをそのまま記載するのではなく、読者がイメージとして捉えやすいデータの公表方法にすることを配慮しました。

以上、ガイドライン項目を基礎として情報を収集・編集して環境レポートの素案が作成しました。

第三者意見の環境レポートへの付与に関して検討したところ、現在は ISO14001 の導入・運用支援を委託したコンサルタントから助言を得ており、初めての環境レポートの発行であることもあって、今回は見送りました。

校正・印刷を行って環境レポートが完成し、近隣住民、主要取引先に配付、また、従業員教育の資料としても使用しました。工場見学や訪問者に対しても PR ツールとして渡すようにしています。工場見学者などに対しては、今回作成した環境レポートの要点を A3 用紙裏表 1 枚に取りまとめた概要版を配付しています。

情報収集の際に、可能な限り電子ファイルとして情報を収集したため、担当部署においてある程度の情報量を持った環境情報データベースが完成しました。これを元にホームページ上での環境情報の公開を予定しています。

．環境レポートイングとツール

1．第三者意見

1.1 第三者意見の概要

環境レポートの信頼性向上のために、環境レポートに第三者意見書を添付する場合があります。本委員会資料によると、発行されている環境レポートの15%程度に第三者意見書が添付されています。

環境レポートの第三者意見とは、環境レポートを第三者である機関、人が定められた手続きに従って評価検証し、その結果を意見書として作成したものを指します。

既存の環境レポートの第三者意見は、網羅性を中心に評価検証したもの、正確性を中心に評価検証したもの、環境実績を中心に評価検証したもの、これらを組み合わせたものに大別することができます。

網羅性 に対する第三者意見は、重要な環境負荷の情報を漏れ抜けなく取り上げていること並びに情報のニーズに対して適切であることの確認が行われます。

正確性 に対する第三者意見は、数値情報の計算処理に誤りのないこと並びに情報が事実に即していることの確認が行われます。

環境実績 に対する第三者意見とは、環境実績を示す数値情報は、環境対策の結果が表れている数値であるのか、それともまだ改善の余地があるのか、対策が不十分であるのか、という環境対策の観点から情報を評価し、今後の課題を抽出することを目的としたものです。

環境レポートの第三者意見を付与する組織としては、会計監査法人、環境コンサルティング会社、有識者などがあります。

しかし、その第三者評価手続きは、第三者意見の対象（網羅性、正確性、環境実績）が異なること、また、第三者意見を付与する実施主体ごとに評価検証手法が異なることから、その内容には大きな隔たりがあるのが実情です。

1.2 第三者意見に対しての見解

環境レポートの信頼性向上のための手段の一つとして、環境レポートに第三者意見書を添付することは、有効な手段と考えられます。

しかし現状のように、第三者意見を付与する評価検討主体により手続きや評価規準が異なることから、現状のままでは、環境レポートの基本原則である網羅性や正確性を主張し難く、第三者意見書が十分に機能しないものと考えられ、環境レポートの第三者意見に関わる社会制度の充実、あるいは評価検証主体間での手続き等の標準化など、第三者意見の周知を含めて更なる検討が必要です。

2．環境レポートイングと関連ツール

組織の環境諸活動は、何らかの環境を管理する仕組み（EMS：環境マネジメントシステム）に基づいて実施されています。数ある EMS の中で国際標準となっているものが ISO14001 であり、ISO14001 の認証取得を環境レポートに記載して ISO14001 に基づく EMS を導入していることを示す組織も多くあります。

環境レポートは、ステークホルダーの要求要望に対する組織の環境諸活動（主として EMS に基づく）の実績と今後の計画を表明するツールとなります。

しかし、組織の環境に関わる諸活動の結果を表明する手段は、環境レポートだけに限ったものではありません。

組織が開発あるいは製造した製品の環境情報の公開（環境ラベル）、組織が用いる化学物質管理の情報公開（PRTR）、環境諸活動の経済的な情報の公開（環境会計）などがあります。また、環境レポートにしても、電子形式での情報公開（Web 上）、環境レポートを利害関係者のニーズに応じて集約した環境レポート概要版による情報公開と様々な形態があります。

2.1 環境マネジメントシステムの情報公開 ～ 環境報告書の発行

環境レポートイングの手段としては、これまでに述べた環境レポートの発行があります。

環境レポートを対象読者として特定したステークホルダーではなく、ステークホルダー全体に対して広く環境情報を公表したい場合は、環境レポートの概要版を作成してこれを環境情報の公表ツールとして使用することが有効です。環境レポートの概要版は、不特定多数の読者を対象とすることから、組織の環境情報を広範的に要約を記載し、専門用語の使用はできる限り避け、理解が容易な、かつ要点を押さえた網羅性のあるレポートになります。

組織の環境情報に特に関心を持っていないステークホルダーも、今後組織に対して大きな影響力を持つ可能性があります。また、啓蒙啓発や説明責任の履行という視点から考えるとあらゆるステークホルダーに対して広く環境情報の公表を行うことが必要となるでしょう。

2.2 製品の環境情報公開 ～ 環境ラベル

環境レポートによる情報の公表は組織の環境マネジメントに関する情報が中心となります。対して、環境ラベルは“製品”の環境情報の公表を目的としています。製品一つひとつに関する環境情報の量は膨大であり、環境レポートでデータをすべて詳細に公表することは非常に困難です。しかし環境ラベルのシンボルマークを製品に添付することで、環境に関するある一定の基準を製品が満たしていることを示すことができます。ま

た環境ラベルによっては環境レポートには記載できない膨大な量の製品環境情報の存在やその情報がある特定の基準に従って検証されたことを示すことができ、環境に対する詳しい知識がない人でも、環境に配慮された製品であることが一目で分かることから、製品の生産を行っている組織と消費者を結ぶ環境情報の伝達ツールになります。

現在、ISO/TR 14025 定量的環境情報ラベルタイプ に関する取り組みが実施されています。組織・製品の環境負荷を ISO14040 ライフサイクルアセスメント (LCA) の手法を用いて明らかとし、ラベルを添付することで、LCA による製品環境情報がデータベースに存在することを示します。LCA から算出された情報は製品に関する詳細な環境負荷情報であり、消費者や組織が購買行動を行う際の参考情報、環境配慮推進のための基礎情報として利用されます。

2.3 化学物質管理の情報公開 ~ PRTR 法

PRTR 法 (Pollutant Release and Transfer Register; 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律) によって化学物質の製造、移動に関する情報の把握、報告が義務付けられています。MSDS (Material Safety Data Sheet; 化学物質安全性データシート) を発行して化学物質の移動を把握することは、化学物質の環境への放出や保管に伴う環境リスク情報を把握することになります。PRTR 情報もデータ量が膨大であるために環境レポートへの記載は困難です。PRTR 情報は電子 MSDS という形態で管理される方向も考えられていることから、データベース化することで情報管理、公表を容易に行うことが可能となります。

2.4 環境対策への投資と効率に関する情報公開 ~ 環境会計

環境会計は、組織が環境保全に費やしたコストとその効果を明らかにすることが可能です。組織の取り組み状況、環境リスク、環境対策費用を金額という数値で示すことで読者により具体的で身近な情報データの形態として提供することができます。また、組織の環境管理に関するコストとその効果を数値化することにより、環境リスク管理や対策費用の管理を実施することが可能となります。環境会計による算出された情報から、環境対策とその効果を明確として、環境管理、環境配慮行動の推進を図ることができま

す。

環境会計はまだ具体的な手法が定まっていない部分もあり、手法や公表方法の確立の動向を見て取り組むこととなります。

2.5 環境レポートにおける段階的实施モデル ~ 中小企業におけるモデル

環境レポートは段階的に改善を行い、信頼性を向上させることが重要です。

以下に中小企業が環境レポートに取り組む際の段階的实施モデルを示します。あくまでもこのモデルは一例であり、実際にはフェーズの途中から取り組みを始めても

良いですし、前のフェーズに戻って取り組みを行うこともあります。

<ul style="list-style-type: none"> ・環境法規制の遵守 ・環境配慮行動の実施 ・環境効率向上の意識付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの確立 ・環境情報収集システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報公開 ・ステークホルダーとのコミュニケーション形成
フェーズ1 環境対策期	フェーズ2 環境管理システム確立期	フェーズ3 環境情報活用期

【図 1 環境レポートの段階的実施モデル】

2.6 ステークホルダーとのコミュニケーション形成

環境情報を公開し、ステークホルダーと意見交換を行うことで、ステークホルダーの情報のニーズを確実に把握することが可能になります。また、ステークホルダーとの交流を行うことで信頼関係を築き、その結果、環境情報に関する説明責任を果たすことになります。

ステークホルダーと直接対話することで、組織外の意見を取り入れて、さらに環境配慮行動を推進することが可能となり、さらに環境改善に対する取り組みを実践することが可能になります。

．ガイドライン見直し改訂に関する解説

1．見直し改訂

本ガイドラインでは環境レポートに当たっての考え方の枠組みを示しており、常に情報の最新化を行わなくとも、時間の経過により内容が不適切となることは少ないと考えられます。

しかし、環境レポートは今後更にその質が向上していくことは必至であり、その社会的要請も更に大きくとなっていくことになるでしょう。

今後更に詳細なステークホルダー分析が進み、ステークホルダーへの情報開示をより具体的な手順で示すことが可能になれば、本ガイドラインを見直し改訂することを検討します。より詳細な作業手順と社会的要請に見合ったガイドラインとして見直し改訂を行って、更なる積極的な環境レポートが行われるための道標となるように内容の向上を行います。

2．他ガイドラインとの関係

GRI、PERI、CERES、UNEP、WBCSD、EMAS、DIN、環境省などの環境レポートガイドラインが現在発行されています。本ガイドラインの策定過程では、これら既存のガイドラインの重要な情報は可能な限り活用し、他ガイドラインとの整合性に留意しています。

本ガイドラインや他ガイドラインの有用な部分を引用し、並列的にガイドラインを参照して環境レポートを実施することはガイドラインの有効な使用方法です。本ガイドラインにも述べた、環境レポートの基本原則に則った上で、組織の判断により、自由に様々なガイドラインを参照し、質の高い環境レポートを作成されることが望まれます。

社団法人産業環境管理協会

「環境レポートニング委員会」委員名簿

委員長	水野 建樹	独立行政法人産業技術総合研究所東北センター所長
委員	國部 克彦	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員	横山 宏	(株)日立製作所環境本部主管技師長
委員	山本 英明	キヤノン(株)環境技術センター 参与
委員	小林 珠江	(株)西友環境対策室 室長
委員	辰巳 菊子	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルティング協会理事
委員	倉阪 智子	公認会計士
委員	瀬尾 隆史	安田火災海上保険(株)地球環境部長
委員	筑紫みずえ	(株)グッドバンカー 代表取締役
委員	大津 暁	埼玉県庁環境防災部環境政策課 課長
委員	藤田 克輔	(株)数理計画 参与

ステークホルダー重視による
環境レポートニングガイドライン2001

平成13年6月

編集：社団法人 産業環境管理協会「環境レポートニング委員会」

発行：経済産業省産業技術環境局環境政策課